

経済協議会協議事項

日時 令和8年1月21日(水)]
午前10時	
場所 第二委員会室	

○ 所管事項の報告について

- 1 中小企業被災資産復旧補助金交付事業について
- 2 八戸市産業団地造成事業経営戦略の改定について
- 3 第4期八戸ポータルミュージアム中期運営方針（素案）について
- 4 八戸ポータルミュージアムはっち開館15周年事業について
- 5 青の煌めきあおもり国スポ（第80回国民スポーツ大会）冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会の開催について
- 6 長根屋内スケート場中地利用の減免試行の結果について
- 7 農業委員及び農地利用最適化推進委員の公募の実施について
- 8 八戸市緊急銃猟対応マニュアルの策定について
- 9 八戸市中央卸売市場事業経営戦略の改定について
- 10 令和7年八戸市中央卸売市場取扱高実績について
- 11 地方卸売市場八戸市魚市場事業経営戦略の改定について
- 12 令和7年八戸市魚市場水揚げ実績について

中小企業被災資産復旧補助金交付事業について

1 事業の趣旨

市では、令和7年12月8日に発生した青森県東方沖地震により被災した中小企業者の早期の事業再建を図るため、県の支援を受けながら、事業用資産の復旧に要する経費に対し、補助金を交付するもの。

2 補助対象者

青森県東方沖地震により事業用の施設又は設備に被害を受けた八戸市内の中小企業者

3 補助対象経費

事業再開のために不可欠な事業用の施設又は設備の復旧をするのに要する経費

4 補助率・補助上限額

- (1) 補助率 3分の2
- (2) 補助上限額 500万円

5 事業費

500,000千円（補助金） ※令和8年1月30日付けて補正予算専決処分予定。

八戸市産業団地造成事業経営戦略の改定について

1 改定の目的

産業団地造成事業は、地方財政法で定める公営企業の宅地造成事業に該当するものであり、「経営戦略」は、公営企業が将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画である。当市では、令和3年2月に「八戸市産業団地造成事業経営戦略」を策定し、健全な経営に取り組んできた。

当初の戦略策定から概ね5年が経過し、国のガイドラインに示された見直し時期を迎えてのことから、事業の進捗及び事業を取り巻く環境の変化を踏まえた見直しを行う必要があるため、今回の改定を実施するものである。

2 改定案の内容

別紙「八戸市産業団地造成事業経営戦略（案）（令和8年1月改定）」のとおり

(1) 計画期間 12年間（令和3年度から14年度まで）

(2) 工事の進捗状況

【第1工区（西側）】令和2年度～7年度（分譲開始：令和8年3月頃）

【第2工区（東側）】令和7年度～10年度（分譲開始：令和11年度（予定））

⇒令和10年度で整備完了予定

(3) 土地処分の見通し

- 令和7年度末に分譲を開始し、3ha/年（八戸北インター工業団地の売却実績）から試算して、令和14年度までの8年間での完売を見込んでいる。
- 今年度は、既に3区画（約3.1ha）の売却が内定しており、令和8年1月末には土地売買契約の仮契約を締結する予定。

(4) 投資・財政計画（収支計画）

① 投資について

- 平成31年度～令和10年度までの建設改良費 約80億円を見込み、分譲用地の造成を行う。

② 財源について

- 建設改良費の充当財源として、令和10年度まで公営企業債を発行する。
- 令和7～14年度までの8年間で全区画243,028m²の売却を予定し、約83億円の土地収入を見込む。

③ 投資以外の経費について

- 起債借入の支払利息として、約5億4千万円を見込む。

(5) 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

投資・財政計画に基づき、毎年度進捗状況を管理するとともに、土地の売却状況、社会情勢等も踏まえながら、3～5年に一度見直しを行っていく。

3. 改定版の公表

令和8年1月21日 市ホームページで公開予定

八戸市産業団地造成事業経営戦略 (令和8年1月改定)

団 体 名 : 青森県八戸市

事 業 名 : 産業団地造成事業

策 定 日 : 令和 8 年 1 月

計 画 期 間 : 令和 3 年度 ~ 令和 14 年度

1. 事業概要

(1) 事業形態

法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	非適	事業開始年月日	平成31年4月1日
職 員 数	—	事業の種類	内陸工業用地等造成事業
施 工 地 区	八戸北インター第2工業団地		
民間活用の状況	ア 民間委託	—	—
	イ 指定管理者制度	—	—
	ウ PPP・PFI	—	—

(2) 土地造成状況等

施工地区名	八戸北インター第2工業団地		
土地造成状況 (一工区:R7年度完了予定) (二工区:R10年度完了予定) ※R14年度までに売却	ア 総事業費	8,000,000,000 円 (※今後の進捗により変更の可能性がある)	
	イ 総面積	488,984 m ²	
	ウ m ² 当たり造成予定単価 (ア / イ)	16,360 円/m ²	
	エ 売却予定代金	8,308,254,800 円 (※「ア」総事業費との差額は主に支払利息に充当予定)	
	オ 売却予定面積	243,028 m ²	
	カ m ² 当たり売却予定単価 (エ / オ)	34,186 円/m ²	
	キ 事業費回収率 (エ × 100 / ア)	104 %	
元利金債発行状況 (令和14年度までに償還)	発行額累計	6,123,300,000 円	
造成地処分状況 (令和6年度) ※直近年度分を記載	ア 売却代金	0 円	
	イ 売却面積	0 m ²	
	ウ m ² 当たり売却単価 (ア / イ)	0 円/m ²	

(3) 現在の経営状況

事業費回収率 ※過去3年度分を記載	R4 0%	R5 0%	R6 0%
企業債残高 ※過去3年度分を記載	R4 1,851,000千円	R5 4,086,300千円	R6 6,123,300千円
上記のうち満期一括 償還企業債残高 ※過去3年度分を記載	R4 —	R5 —	R6 —
上記のうち、5年以内に 償還期限が到来するもの ※過去3年度分を記載	R4 0千円	R5 0千円	R6 0千円
売却用土地の 時価評価(相当)額 ※過去3年度分を記載	R4 —	R5 —	R6 —
企業債償還のための 積立金残高 ※過去3年度分を記載	R4 —	R5 —	R6 —
他会計補助金累計額 ※過去3年度分を記載	R4 5,849千円	R5 11,062千円	R6 29,045千円
売却予定地計画 年度経過率 ※過去3年度分を記載	R4 —	R5 —	R6 —

2. 将来の事業環境

(1) 周辺の社会経済情勢の状況

令和7年10月期における管内経済情勢報告によると、経済情勢の総括判断は「持ち直している」とされており、2期連続で「持ち直している」となっている。先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待される。ただし、物価上昇の継続、米国の通商政策、金融資本市場の変動等の影響に注意する必要がある。なお、県内経済の状況としては、個人消費は持ち直しており、生産活動は足踏みの状態で、雇用情勢は横ばいとなっている。

また、近接する八戸北インター工業団地の分譲率が令和7年11月末時点では98.9%（残り1区画）と順調に推移しており、工業団地への主な入口となる県事業の八戸環状線の整備も計画通り進んでいるため、今後は更なる工業団地の需要が見込まれる状況である。

(2) 土地造成・処分の見通し

早期の土地処分を実現させるため、工区を分けて整備を進めているが、令和2年度から造成工事に着手した一工区については、令和7年度末の分譲開始を見込んでおり、二工区については、令和7年度途中から造成工事に着手しており、令和10年度の整備完了を予定している。

なお、八戸北インター第2工業団地は、八戸北インター工業団地に近接し、八戸港、八戸北IC、八戸西SIC、八戸駅、三沢空港などの交通結節点へのアクセスにも優れており、また、県が整備中の八戸環状線にも隣接しており、当該路線の開通後には一層の利便性向上が見込まれ企業の立地及び産業集積が期待できる。

土地処分については、八戸北インター工業団地の実績から年平均3haの処分を計画しており、分譲開始から8年後となる令和14年度の完売を目指すものとする。

施 工 地 区 名		八戸北インター第2工業団地					
項 目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	小計	
造成実績・計画							
造成面積(m ²)	488,984(令和2年度～令和10年度)						488,894
処分実績・計画		−	−	−	−	−	−
売却面積(m ²)	−	31,000	29,000	30,000	30,000	120,000	
売却単価(円/m ²)	−	34,200	34,200	34,200	34,200	34,200	
土地売却収入(円)	−	1,060,200,000	991,800,000	1,026,000,000	1,026,000,000	4,104,000,000	
当該年度末(予定)未売却面積(m ²)	243,028	212,028	183,028	153,028	123,028		
項 目	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度			合計
造成実績・計画							
造成面積(m ²)	−	−	−	−	−	−	−
処分実績・計画		−	−	−	−	−	−
売却面積(m ²)	30,000	30,000	30,000	33,028			243,028
売却単価(円/m ²)	34,200	34,200	34,200	34,100			−
土地売却収入(円)	1,026,000,000	1,026,000,000	1,026,000,000	1,126,254,800			8,308,254,800
当該年度末(予定)未売却面積(m ²)	93,028	63,028	33,028	0			−

(3) 組織の見通し

産業労政課全21名のうち、造成事業に関わる職員は6名であり、今後も一般職員のみで対応していく。

3. 経営の基本方針

企業誘致の中心であった八戸北インター工業団地の分譲地が残り1区画となり、用地の不足が想定されるため、分譲用地の不足による企業の立地の機会ロスが生じないよう、八戸北インター第2工業団地の整備を推進する。

造成工事においては、効率的な施工等により建設改良費の縮減を図り、分譲用地の売却単価の抑制に努めること、また、造成後の分譲に向けては、既存の工業団地に近接していること、陸・海・空への良好な交通アクセスなどの優位点を前面に出し、企業誘致のためのセミナー実施、企業立地に向けた情報発信、企業ニーズの把握、立地企業に対する支援など売却促進に努め、早期の企業立地を推進することで安定的な資金を確保し健全な経営を図る。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	平成31年度～令和10年度の建設改良費として約80億円を見込み分譲用地の造成を行う。
-----	--

- ・用地買収、補償費(平成31年度～令和6年度、令和8年度) 約7.1億円
 - ・造成工事費(一工区:令和2年度～令和6年度) 約47.8億円
 - ・造成工事費(二工区:令和7年度～令和9年度) 約15.9億円
 - ・調整地地盤改良費 約2.7億円
 - ・給排水等施設工事費(令和5年度～令和7年度、令和10年度) 約3.4億円
 - ・調査設計費(平成31年度～令和9年度) 約3.1億円
- ※本計画とは別に一般会計において公共施設に係る工事が計画されている。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	建設改良費の充当財源として、二工区が整備完了となる令和10年度まで公営企業債を発行する。 分譲用地の売却は、一工区が令和7年度中から、二工区は令和11年度からを予定しており、令和14年度までの土地処分を見込んでいる。
-----	---

<分譲開始前>

公営企業債と一般会計繰入金(令和4年度以降は主に産業立地振興基金)を財源とする。

※一工区が分譲開始してから二工区の整備が完了するまでの期間(令和7年度～令和10年度)についても同様とする。

<分譲開始後>

分譲地の売却による収入と一般会計繰入金(主に産業立地振興基金)を財源とする。

近年の実績から年平均3haを売却することで起債額を償還する。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

令和14年度までの支払利息として約5.4億円(想定利率約0.22～1.3%/年)を想定している。

5. 公営企業として実施する必要性

公 営 企 業 と し て 実 施 す る 必 要 性	施工地区に含まれる農地の取得には農地転用の必要があり(令和2年度に農地転用済み)、土地開発公社は農地転用許可申請者になれないため市が事業主体となる必要がある。 市が事業主体となり農地転用許可申請、土地取得、造成工事、企業誘致を一貫して行うことで工業用地の早急な整備が可能となる。
--------------------------------	--

【参考】「観光施設事業及び宅地造成事業における財政負担リスクの限定について(通知)」(平成23年12月28日付け総務副大臣通知) 抜粋
1 観光施設事業及び宅地造成事業(内陸工業用地等造成事業及び住宅用地造成事業に限る。以下同じ。)を新たに行う場合には、次の点に御留意いただきたい。

- (1) 地方公共団体が公営企業により実施するのではなく、第三セクター等、法人格を別にして事業を実施すること。
 - (2) 事業を実施する法人においては、事業自体の収益性に着目したプロジェクト・ファイナンスの考え方による資金調達を基本とすること。
 - (3) 法人の債務に対して地方公共団体による損失補償は行わないこと。
 - (4) 法人の事業に関して、地方公共団体による公的支援(出資・貸付け・補助)を行う必要がある場合には、公共性、公益性を勘案した上で必要最小限の範囲にとどめること。
- 3 既存の観光施設事業及び宅地造成事業についても、地方公共団体の財政負担のリスクを限定する観点から、1の手法の導入について御検討いただきたい。

6. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	今後、投資・財政計画に基づき、毎年度進捗状況を管理するとともに、土地の売却状況、社会情勢等も踏まえながら、3~5年に一度見直しを行っていく。
---------------------	--

投資・財政計画
(収支計画)

		年 度		前前年度 (決算)	前年度 (決算)	R7年度 (本年度)	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度
区 分													
収益的 収入	1 総 収 益 (A)	5,154	17,573	1,103,182	1,045,859	1,026,000	1,026,000	1,026,000	1,026,000	1,026,000	1,026,000	1,026,000	1,204,139
	(1) 営 業 収 益 (B)			1,060,200	991,800	1,026,000	1,026,000	1,026,000	1,026,000	1,026,000	1,026,000	1,026,000	1,126,255
	ア 土 地 等 売 却 収 入			1,060,200	991,800	1,026,000	1,026,000	1,026,000	1,026,000	1,026,000	1,026,000	1,026,000	1,126,255
	イ 受 記 工 事 収 益 (C)												
	ウ そ の 他												
	(2) 営 業 外 収 益	5,154	17,573	42,982	54,059	0	0	0	0	0	0	0	77,884
	ア 他 会 計 繰 入 金	5,154	17,573	42,982	54,059	0	0	0	0	0	0	0	77,884
収益的 収支	イ そ の 他												
	2 総 費 用 (D)	5,154	17,573	42,982	54,059	63,643	69,927	72,442	70,928	68,726	66,310		
	(1) 営 業 費 用				0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ア 職 員 給 与 費												
	うち 退 職 手 当												
	イ そ の 他				0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(2) 営 業 外 費 用	5,154	17,573	42,982	54,059	63,643	69,927	72,442	70,928	68,726	66,310		
収益的 支出	ア 支 払 利 息	5,154	17,573	42,982	54,059	63,643	69,927	72,442	70,928	68,726	66,310		
	うち 一 時 借 入 金 利 息												
	イ そ の 他												
	3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	0	0	1,060,200	991,800	962,357	956,073	953,558	955,073	957,274	1,137,829		
	1 資 本 的 収 入 (F)	2,242,232	2,114,553	227,519	795,427	534,101	259,871						
	(1) 地 方 債	2,242,100	2,114,400	202,400	795,400	534,100	259,800						
	建 設 改 良 費 に 係 る 地 方 債	2,242,100	2,114,400	202,400	795,400	534,100	259,800						
資本的 収入	元 利 金 債 等												
	(2) 他 会 計 補 助 金	132	153	25,119	27	1	71						
	(3) 他 会 計 借 入 金												
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金												
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金												
	(6) 工 事 負 担 金												
	(7) そ の 他												
資本的 収支	2 資 本 的 支 出 (G)	2,242,232	2,114,553	227,519	837,727	604,209	352,419	181,960	263,440	274,904	7,048,904		
	(1) 建 設 改 良 費	2,242,232	2,114,553	202,483	795,427	534,101	259,871						
	土 地 買 収 費 ・ 補 償 費	6,820	0	0	1,627	0	0						
	造 成 費	2,230,737	2,052,719	189,301	793,800	516,101	259,871						
	職 員 給 与 費												
	そ の 他	4,675	61,834	13,182	0	18,000	0						
	(2) 地 方 債 償 戻 金 (H)			25,036	42,300	70,108	92,548	181,960	263,440	274,904	7,048,904		
資本的 支出	建 設 改 良 費 に 係 る 地 方 債 償 戻 金			25,036	42,300	70,108	92,548	181,960	263,440	274,904	7,048,904		
	元 利 金 債 等 償 戻 金												
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金												
	(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金												
	(5) そ の 他												
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)		0	0	0	△ 42,300	△ 70,108	△ 92,548	△ 181,960	△ 263,440	△ 274,904	△ 7,048,904		

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円、%)

年 度 区 分	前前年度 (決算)	前年度 (決算)	R7年度 (本年度)	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度
収支再差引 (E)+(I) (J)	0	0	1,060,200	949,500	892,249	863,525	771,598	691,633	682,370	△ 5,911,075
積立金 (K)										
前年度からの繰越金 (L)			0	1,060,200	2,009,700	2,901,949	3,765,475	4,537,073	5,228,705	5,911,075
前年度繰上充用金 (M)										
形式収支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)			1,060,200	2,009,700	2,901,949	3,765,475	4,537,073	5,228,705	5,911,075	0
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)										
実質収支 黒字 (P) (N)-(O) 赤字 (Q)			1,060,200	2,009,700	2,901,949	3,765,475	4,537,073	5,228,705	5,911,075	0
赤字比率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)										
収益的収支比率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	100	100	1,622	1,085	767	631	403	307	299	17
地方財政法施行令第16条第1項により算定した (R) 資金の不足額										
営業収益 - 受託工事収益 (B)-(C) (S)			1,060,200	991,800	1,026,000	1,026,000	1,026,000	1,026,000	1,026,000	1,126,255
地方財政法による ((R)/(S) × 100) 資金不足の比率										
健全化法施行令第16条により算定した (T) 資金の不足額										
健全化法施行規則第6条に規定する (U) 解消可能資金不足額										
健全化法施行令第3条第1項第4号ニに規定する (V) 土地収入見込額			1,060,200	991,800	1,026,000	1,026,000	1,026,000	1,026,000	1,026,000	1,126,255
健全化法施行規則第9条第5号Bにより算定した (W) 未売出土地収入見込額										
健全化法施行令第17条により算定した (X) 事業の規模	4,093,100	6,207,500	6,384,864	7,137,964	7,601,956	7,769,208	7,587,248	7,323,808	7,048,904	0
健全化法第22条により算定した ((T)/(X) × 100) 資金不足比率										
他会計借入金残高 (Y)										
地方債残高 (Z)	4,093,100	6,207,500	6,384,864	7,137,964	7,601,956	7,769,208	7,587,248	7,323,808	7,048,904	0

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度 区 分	前前年度 (決算)	前年度 (決算)	R7年度 (本年度)	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度
収益的収支分	5,154	17,573	42,982	54,059	0	0	0	0	0	0
うち基準内繰入金										
うち基準外繰入金	5,154	17,573	42,982	54,059	0	0	0	0	0	0
資本的収支分	132	153	25,119	27	1	71	0	0	0	0
うち基準内繰入金										
うち基準外繰入金	132	153	25,119	27	1	71	0	0	0	0
合計	5,286	17,726	68,101	54,086	1	71	0	0	0	0

第4期八戸ポータルミュージアム中期運営方針（素案）について

1. 方針策定の趣旨

令和3年に策定した「第3期八戸ポータルミュージアム中期運営方針（令和3年度～令和7年度）」の見直しを行うもので、八戸市中心市街地活性化基本計画やはちのへ文化のまちづくりプランなど関連計画との整合性を図りながら、はっちの今後の事業や運営等について、中期的な視点から方向性を定めるもの。

2. 方針の内容

- (1) 名称 第4期八戸ポータルミュージアム中期運営方針
(2) 計画期間 令和8年度～令和12年度（5年間）
(3) テーマ 未来を創ろう2030－まちの元気と未来に向けて 市民とともに一
(4) 概要 目指す8つの未来像を掲げ、「会所場づくり」「貸館事業」「自主事業」の3つの事業を柱に、「協働」「応援」「連携」の3つのスタンスで、横断的に事業に取り組む。

3. 検討体制

「中期運営方針アドバイザリー会議」を設置し、方針見直しにかかる意見聴取を行う。

(構成員)

	氏名（五十音順）	所属	分野
1	泉 彩菜	八戸市文化協会	文化芸術関係
2	小田桐 咲	海猫ふれんず	市民活動関係
3	高村 博現	一般財団法人 VISITはちのへ	観光関係
4	東方 悠平	国立大学法人 宇都宮大学 共同教育学部	文化芸術関係
5	平間 恵美	特定非営利活動法人 はちのへ未来ネット	子ども子育て関係
6	柳沢 拓哉	株式会社 まちづくり八戸	中心街関係
7	類家 徳久	八戸商工会議所 中心街委員会	地域経済関係

(ファシリテーター)

	氏名	所属	分野
1	高須 則行	八戸学院大学 地域経営学部経営学科	学識経験者

4. 中期運営方針（素案）

別添のとおり

5. 策定経過と今後のスケジュール

- 令和7年9月29日 第1回 中期運営方針アドバイザリー会議
12月15日 第2回 中期運営方針アドバイザリー会議
令和8年1月19日～ パブリックコメントの実施
2月20日
3月中旬 第3回 中期運営方針アドバイザリー会議
3月下旬 「中期運営方針」策定

第4期八戸ポータルミュージアム中期運営方針

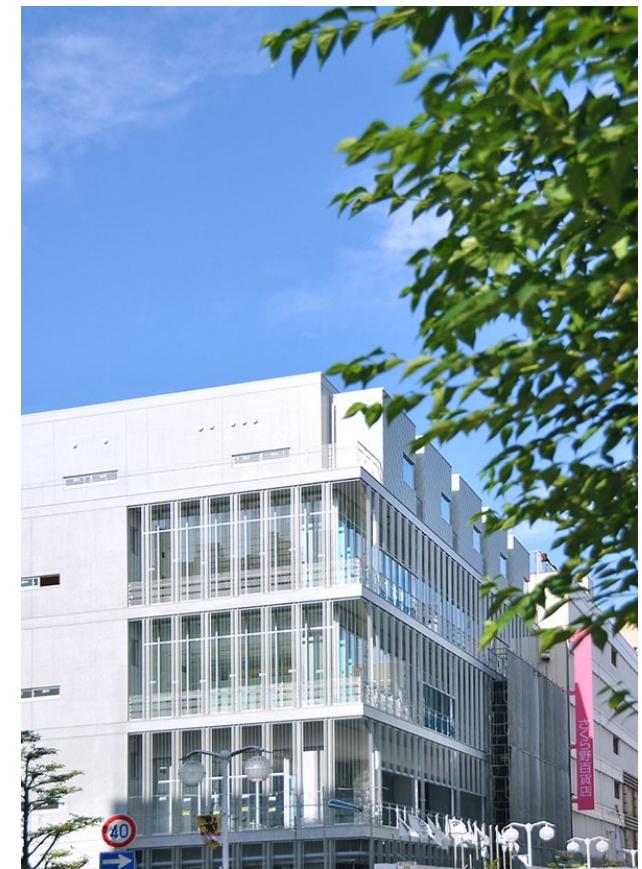
– 未来を創ろう 2030 – (素案)

令和8年3月 八戸市



目次

1. はじめに
2. 中期運営方針の位置づけと計画期間
3. 現状分析（中心市街地の動向）と5年間の成果
4. 未来を創ろう 2030
5. 3つの柱と取組スタンス
6. 柱ごとの取組方針と事業プラン
7. 評価方法と変化への対応
8. 評価の実施方法



はじめに

八戸ポータルミュージアムは、平成23年2月11日に開館して以来、「はっち」の愛称で親しまれ、多くの市民に利用されるとともに、八戸の歴史や文化を再評価し、地域に潜在する価値を活かした新たな魅力と賑わいを生み出し、令和6年11月に来館者数1,100万人を達成するなど、中心市街地と八戸市全体の活性化にも寄与してきました。

令和8年2月には、開館15周年を迎える、その間、平成28年に「八戸ブックセンター」、平成30年に八戸まちなか広場「マチニワ」がオープンし、令和3年には「八戸市美術館」がリニューアルオープンするなど、はっちを先駆けとして文化施設やまちなかの居場所となる公共施設が相次いで整備され、多彩な活動が中心市街地を舞台に展開されています。

このような中、はっちは、令和3年3月に10年先を見据えた第3期中期運営方針－未来を創ろう2030－を策定し、「8つの未来」を掲げ、令和8年3月までの5年にわたり、ビジョンの実現を目指した取組を進めてきましたが、このたび、5年間の成果と課題を整理し、社会環境の変化も踏まえながら、2030年に向けた第4期中期運営方針を定めました。

はっちは、これからも新たな交流と創造の拠点として、賑わいの創出や観光と地域文化の振興を図ることで、中心市街地と八戸市全体の活性化を目指し、市民とともに歩んでいきます。



中期運営方針の位置づけと計画期間

八戸市は、令和4年度から令和8年度までを計画期間とする「第7次八戸市総合計画」を策定しており、この計画において、目指す将来都市像として「ひと・産業・文化が輝く北の創造都市」を掲げ、北東北を代表する都市にふさわしい魅力や活力を創造し、この地域で活動する全ての市民が生き生きと輝き、豊かに暮らしている未来社会を目指していくとしています。

また、「第4期八戸市中心市街地活性化基本計画（令和6～10年度）」や「はちのへ文化のまちづくりプラン（令和4～8年度）」において、はっちの事業が各計画の施策の関連事業として位置づけられており、賑わいのあるまちづくりの牽引役としての役割や、魅力的な文化・伝統や観光資源を活かした施設運営が期待されているところです。

この中期運営方針は、これらの計画や、前中期運営方針に基づく施設運営の成果を踏まえ、はっちの今後の事業や運営等について、中期的な視点から方向性を定めるものであり、計画期間は、令和8年度から令和12年度までとします。

3 現状分析（中心市街地の動向）と5年間の成果

現状分析

第3期中期運営方針を策定した令和3年3月以降、新型コロナウイルス感染症の流行や、令和4年には中心市街地の大型店舗の閉店、少子高齢化や人口減少が加速するなど、市民の日常生活や経済活動に多大な影響を及ぼす出来事や状況の変化が見られます。

その一方で、民間事業者による中心市街地の再開発事業が進むほか、令和3年11月に八戸市美術館がリニューアルオープンし、はっちオープン後の平成23年以降にオープンした八戸ブックセンター（平成28年）や八戸まちなか広場「マチニワ」（平成30年）、長根屋内スケート場（YSアリーナ）（令和元年）と併せ、文化スポーツ関連施設の集積が進み、市民の居場所となる施設や創造的な活動の場として多くの方に利用されています。

この間、はっちの来館者数は、コロナ禍による臨時閉館などがあった平成3年度に約48万人まで減少しましたが、平成4年度以降は、徐々に増加し、令和6年度には約64万人に来館いただいています。



5年間の成果

●市民活動・文化創造の拠点

「AIR（アーティストインレジデンス）事業」や「パフォーミングアーツ公演事業」、「まちぐみ事業」などを通じて、地域の魅力再発見や文化芸術への興味関心の喚起、中心市街地に対する市民の関心を高め、継続的な活動のきっかけとなる動きがみられました。

●施設間・関係機関との連携

八戸商工会議所等と連携して、八戸横丁月間、マチニワイベント支援事業、マチニワナイトマーケットなど、開館以来継続する企画に加え、新たな取組により中心市街地の魅力づくりに貢献しています。また、中心街の商業組合等の行う中心市街地の緑化活動への協力や、リニューアルオープンした八戸市美術館や更上閣と連携した「ヨルニワ」のほか、情報発信の面でも協力して事業を行っています。

●安全快適な施設環境の強化

照明設備のLED化や貸館予約システムの改修など、施設環境の維持管理および更新により、利用者の快適性・利便性が高まり、今後の運営基盤を強化しました。

●共生社会実現に向けた取り組み

障がいの有無や国籍の違いなどを超えて参加できるイベントや館内展示の多言語対応を進め、共生社会の実現に取り組みました。

4 未来を創ろう 2030 – まちの元気と未来に向けて市民とともに –

中期運営方針の事業構成

開館以来のミッションのもと、中期的な運営方針として、ビジョン、戦略、事業プランを定め、運営に取り組みます。

ミッション

新たな交流と創造の拠点として、賑わいの創出や、観光と地域文化の振興を図ることで、中心市街地と八戸市全体の活性化を目指します。

ビジョン

将来に達成を目指す具体的な街の姿を、目指す「8つの未来」として掲げます。

戦 略

事業の柱と取組スタンスを定め、戦略的にビジョンの実現を目指します。

取組内容

戦略に基づき、計画期間中に取り組む事業プランを提示し、既存事業とともに、新たな課題に対応した取組を進めます。

はっちの挑戦

2030年の私たちのまち八戸が、希望に満ちたまちであるように、理想とする8つの未来像を描き、その実現のためのさまざまな取組を通して、豊かでしなやかな地域をつくることにチャレンジしていきます。

▶ 目指す「8つの未来」



多様な活動とコミュニティが息づく街

多様な人々によるアクティビティが活き活きとした未来を創ろう。



創造的なチャレンジに開かれた街

クリエイティブな人が行き交い、新しいコトが起こる未来を創ろう。



顔の見える経済を大切にする街

地域が主役で、地域が潤う、顔の見える経済が回る未来を創ろう。



寛容と共生を価値とする街

異なる文化や価値観を持つ人が尊重し合い暮らす未来を創ろう。



伝統が誇らしく受け継がれる街

先人が築いてきた固有の文化がしっかりと受け継がれる未来を創ろう。



子育てが楽しくなる街

大人も一緒に成長しながら地域で子どもを育てる未来を創ろう。



緑を豊かに育む街

潤いをもたらす緑が身近にあふれる未来を創ろう。



情報の発信とアクセスに優れた街

メディアを活用した街の情報の受発信で、ヒト・コト・モノがつながる未来を創ろう。

5 3つの柱と取組スタンス –〈未来を創ろう 2030〉実現のための戦略 –

未来の実現のために

「会所場づくり」「貸館事業」「自主事業」の3つの事業の柱に、「協働」「応援」「連携」の3つのスタンスで、柔軟な発想で横断的に取り組むことで、「8つの未来」の実現を目指します。



事業の柱

会所場づくり

地域の文化や産業・観光などの情報を発信するとともに、子育ての世代から若者、国内外の来館者まで、多様な人々が居心地良く過ごせる空間づくりを行います。

貸館事業

シアターや、ギャラリー、各種スタジオなどのスペース貸出しと、多様な市民活動の拠点としてのサービスと環境を提供します。

会所場づくり

貸館事業

自主事業

自主事業

*4つの基本方針に基づくほか、貸館や会所場づくりとの連携をより意識した企画を実施するとともに、関連計画で期待される役割や、取り巻く環境の変化に対応した事業を実施します。

※4つの基本方針

- ・中心市街地に賑わい創出事業
- ・ものづくり支援事業
- ・文化芸術活動支援事業
- ・観光振興事業

hacchi

取組スタンス

協働

多様な世代の興味を喚起しながら、館内外の関係者が、共通の目的のもと、それぞれの長所を活かした協働による事業を実施します。

応援

貸館促進や企画サポートを行うことで、館外での活動も促すなど、個性あふれる活動を応援し、市民の自発的な活動を応援します。

連携

中心街の公共施設、民間企業との連携や協力により、ニーズを捉え、効果的な事業運営に取り組みます。

6 柱ごとの取組方針と事業プラン 〈会所場づくり〉

会所場
づくり

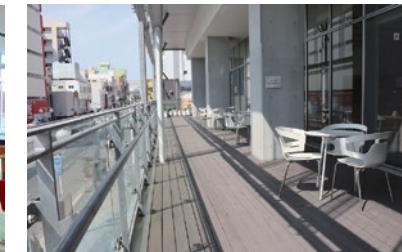
はっちやマチニワは、年間を通して気軽に立ち寄れ、休憩、見学、学び、語らいなどを楽しむことができる「居場所」としての機能が期待されています。居心地の良さを醸成し、リピーターを増やすためにも、リビングや共有スペースの環境整備に努めるとともに、スタッフやボランティアガイドの声かけなどを通じて、子どもから大人、学生、社会人、さらには国内外からの来訪者など、多様な人々が「また来たい」と思えるような施設運営に取り組みます。

1. 会所場づくり関連事業

●2階から上階への誘導方策の検討



●多世代が快適に利用するためのあり方の検討



●館内情報や若者の市内活動拠点の情報発信



○継続取組 ●新規取組

6 柱ごとの取組方針と事業プラン <貸館事業>

貸館事業

多彩な市民活動を支える貸館事業を意識し、自主事業との両輪で、さまざまなジャンルや世代の人たちが、それぞれの創作活動、発表活動、練習の場、学びの場として利用していただくため、利用者の意向に沿うことで、継続して実施していただくほか、新たな活動が生まれるきっかけとなるよう、新規貸館利用の発掘と併せ、恒常的に運用の改善に取り組みます。

2. 貸館促進事業連事業

- 市民公募型事業や市民連携企画の実施



- ベヒシュタインピアノ体験企画やマチニワピアノの活用



- 新規貸館利用促進のためのお試し貸館の実施



- 目的別貸館説明会の開催



- 貸館希望者への個別相談の実施



- 運用改善のための利用者アンケートの実施



- 貸館利用者応援企画



- 若者のやってみたいを実現する企画の実施



- レジデンス活用促進の検討



6 柱ごとの取組方針と事業プラン 〈自主事業 - 1〉



はっちのコンセプトである「地域の資源を大事に想うこと」「市民と協働で行うこと」「まちなかに回遊させること」を意識して、中心市街地の活性化や多彩な市民活動につながるよう、多くのリピーター確保のために、さまざまな自主事業を展開していきます。また、中心街の文化関係施設等、関連施設や団体との連携を強化し、より効果的な事業を実施します。

3. 中心市街地の賑わい創出

○こいのぼり、アンブレラスカイ、七夕、クリスマス等の季節感を醸し出す「シーズンイベント」



○「八戸七夕まつり」や「はちのへホコテン」など、中心商店街や商工会議所等との連携



○関係団体等と連携して、中心街の横丁を活性化する事業「八戸横丁月間」「横丁オンラインシアター」の実施



○グリーンプロジェクト



○商業機能の活性化のための事業を「マチニワイベント支援事業」やストリートデザインビジョンと連携した取組



○「マチニワ大道芸」やマチニワピアノの活用など、マチニワ賑わい創出事業の実施



●既存イベントとのタイアップや誘致



6 柱ごとの取組方針と事業プラン <自主事業 - 2 >

4. 文化芸術活動の振興

○アーティストと共に地域の力や魅力を引き出すためのアーティストインレジデンス



○地域に受け継がれてきた伝統工芸・伝統芸能に光を当てたプロジェクト



○社会包摂や共生社会の実現に向けた取組



○まちに関心を持ち関与する市民等からなる市民集団「まちぐみ」との連携



○市民公募型事業や市民連携企画の実施（再掲）



●パフォーミングアーツ振興事業

コミッショナーアーティストの起用など、より効果的な実施方法の検討



●若者のやってみたいを実現する企画の実施（再掲）



●館内ライブラリを活用した企画



●新たな文化芸術に関するサークル活動の支援



●レジデンス活用促進の検討（再掲）



6 柱ごとの取組方針と事業プラン <自主事業 - 3 >

5. ものづくりを通じた新しい価値の創造

- 暮らしとマーケット



- 館内テナント等と連携した企画の実施



- 地域に受け継がれてきた伝統工芸・伝統芸能に光を当てたプロジェクト（再掲）



●ものづくりスタジオ支援事業

公募情報の積極的な発信と、市や商工会議所等が行う起業家支援事業との連携



6. 八戸の魅力発信と観光を通した地域活性化

●お祭り連携

三社大祭やえんぶりなど、お祭り期間中の観覧・公演等の企画のほか、お祭り実施期間に限らない情報発信の検討



●観光展示の更新と活用

行政機関や関係団体、高等教育機関等との連携・協力のもとでニーズを捉えた適時の観光情報の更新と活用



●はっちサポーター、ボランティアガイドと連携した観光展示の活用



6 柱ごとの取組方針と事業プラン〈自主事業 - 4〉

7. 居場所・仲間づくり

- ボランティアガイドの活動や暮らし学アカデミーなどの事業を通してつながりをつくる取組



- こどもはっち事業



- まちに关心を持ち関与する市民等からなる市民集団「まちぐみ」との連携（再掲）



- 多世代が快適に利用するためのあり方の検討（再掲）



- 若者のやってみたいを実現する企画の実施（再掲）



- 新たな文化活動に関するサークル活動の支援（再掲）



- 館内情報や若者の市内活動拠点の情報発信（再掲）



6 柱ごとの取組方針と事業プラン <自主事業 - 5 >

8. 情報発信

- 文化観光団体、施設との連携による情報発信の強化



- SNS の効果的な活用によるターゲットを絞った情報発信の取組



- 状況の変化に対応した館内観光展示等の更新



- メディア関係者とのつながりを活かした情報発信



- ウェブページの改修による施設利用促進のための情報発信の強化



- 館内放送の充実による来館者向け情報発信の強化



- 館内情報や若者の市内活動拠点の情報発信（再掲）



八戸ホールミュージアム はつち
八戸ホールミュージアムはつちでは、八戸ホールミュージアムの最新情報を発信するため、八戸ホールミュージアムの公式SNSアカウントを運営しています。

八戸ホールミュージアム はつち
八戸ホールミュージアムはつちでは、八戸ホールミュージアムの最新情報を発信するため、八戸ホールミュージアムの公式SNSアカウントを運営しています。



関連計画への対応

第4期八戸市中心市街地活性化基本計画（計画期間：令和6～10年度）や、はちのへ文化のまちづくりプラン（計画期間：令和4～8年度）など、関連する計画との整合性を図りながら、事業運営を行います。

計画期間中に取り組むべきその他の運営上の課題

開館から15年が経過し、指定管理者制度など施設運営のあり方の検討や、音響・照明設備や空調、エスカレーターなどをはじめとする機械設備の更新や修繕等を計画的に進めます。

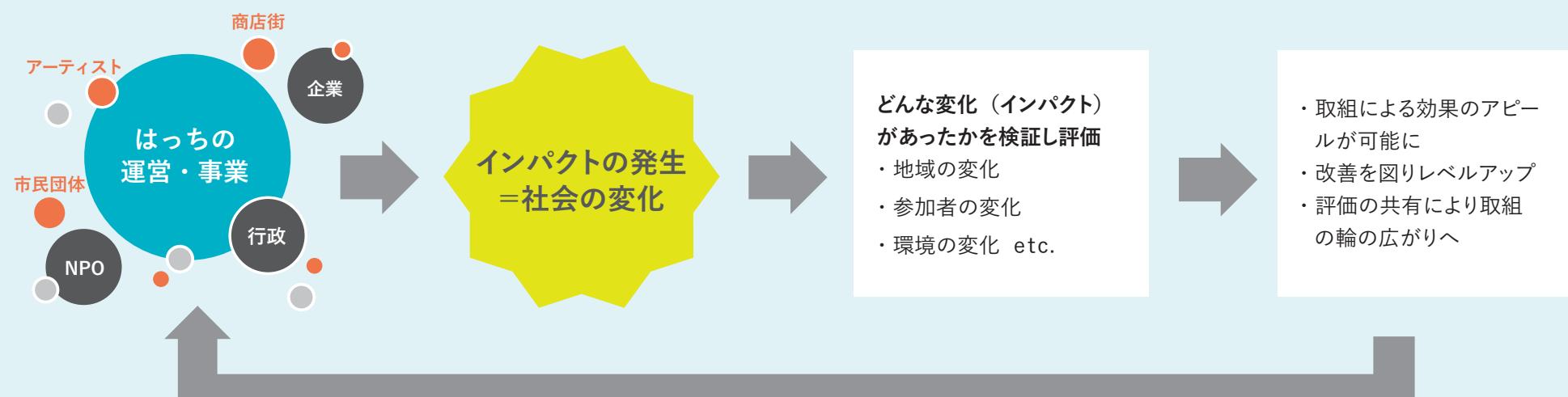


事業評価の実施

事業の実施によりどのような変化を社会にもたらしたのかを「8つの未来」に沿う形で評価し、その結果を

ステークホルダーと共有したうえで、事業の内容や取組の改善を図ります。

※1 活動によって直接的、間接的に影響を受ける関係者



運営方針の流れ



2011年はっちオープン

第1期方針 (2013-2015)

第2期方針 (2016-2018)

第3期方針 (2021-2025)

現在



2030
理想の未来

見直し

第4期方針 (2026-2030)

第5期方針

周辺公共施設との機能・事業連携の調整

2011	2012	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033
------	------	-------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-------

8 評価の実施方法

事業実績の公表と評価

事業実績については、毎年アーカイブを作成し、市民や市内外の関係者等に対し、広くはっちの事業を公表するとともに、定量・定性評価を実施し、達成状況の確認と翌年度事業への反映を行います。

〈事業評価の流れ〉

4～7月	前年度実施事業の実績整理、アーカイブの作成
8月	内部での評価（達成状況の確認） アーカイブの公表
9～10月	翌年度の事業計画と目標（評価指標）の設定
2～3月	翌年度事業実施の準備



八戸ポータルミュージアムはっち開館15周年事業について

1. 事業目的

開館から15周年を迎え、これまで関わってきた市ゆかり作家の展示、市民と一緒に作り上げていくプロジェクトや公演を実施し、多くの方にはっちの取り組みを知っていただくことで、新たなはっちファンや応援者を増やし、地域活性化の原動力を引き出す契機とする。

2. 事業概要

(1) 15周年セレモニー

- ①日時 2月11日（水・祝）10:30～15:00
- ②会場 1階はっちひろば ※ツリーハウスのある会場
- ③内容 セレミニー、お祝いコンサート、こどもはっち15周年祝い茶席、森のおとぎ会のお話会

(2) 南部製織市民プロジェクト「Re:CHAIR～つないで、つむぐ、はっちの15年～」

はっちリビングのコロンイスのカバーを南部製織でつくる市民プロジェクト。これからも使ってもらうため、開館当時から使用しているイスの着せ替えカバーを市民と一緒に制作。

(3) みんなでつくる演劇「ア・ライブ」公演

八戸をテーマに音楽と演劇で綴る、10代の若い世代と作り上げる15周年記念演劇公演。

- ①日時 2月7日（土）、8日（日）15:00～16:00 計2公演
- ②会場 1階はっちコート
- ③入場料 500円（2階）、1,000円（1階）

(4) ツリーハウスの森～はっちが森になる～

ツリーハウスビルダー・彫刻家の木村勝一のツリーハウスや木のからくり作家・高橋みのるの新作「南部昔コ×木のからくり×南部弁」、はっちのシンボルの一つである「からくり獅子舞時計」の制作過程の模型なども展示。

○ツリーハウスの設置

- ①期間 2月7日（土）～23日（月・祝）9:00～17:00
- ②会場 1階はっちひろば

○木のおもちゃの展示

- ①期間・会場 ギャラリー1：2月7日（土）～23日（祝・月）9:00～21:00 ※最終日16:00まで
シアター1：2月7日（土）～15日（日）9:00～21:00 ※最終日16:00まで

(5) ちび展2026ベスト～No Miniature No Life～

ミニチュア作家ユニットのちびっつ@による作品展。なつかしい八戸の心に沁みる光景やドールハウス、八戸ならではのソウルフードミニチュアのほか、15周年を記念した新作も展示。

- ①期間 2月7日（土）～15日（日）10:00～18:00（最終日は17:00まで）
- ②会場 2階ギャラリー2

(6) 昭和レトロ展 安田勝寿コレクション

八戸市のおもちゃコレクター安田勝寿が所有する昭和レトロなコレクションが勢揃い。昔懐かしいおもちゃやゲーム、雑誌、お菓子のパッケージなど、当時の暮らしを彩ったアイテムを展示。

①期間 2月8日（日）～15日（日）10:00～18:00（最終日は17:00まで）

②会場 3階ギャラリー3

(7) 十日市秀悦トークショー「熱かった昭和～街は南部弁で溢れていだなっす！～」

昭和の高度成長期の中心街や横丁をテーマにした十日市秀悦氏によるおもしろ南部弁トークショー。

①日時 2月11日（水・祝）14:00～15:30

②会場 2階シアター2

その他関連企画

(1) はっち15周年記念 市民フォーラム

まちなかミュージアムワークショップによる多世代の皆様と一緒に考えるフォーラム。

①日時 2月14日（土）13:00～16:00

②会場 5階共同スタジオ

(2) 演劇集団ごめ企画

南部昔コ語り、南部昔コ演劇「キツネとカワウソ」や童話群読をツリーハウスのある会場で上演。

①日時 2月14日（土）16:00～17:30

②会場 1階はっちひろば

(3) ただじゅん公演「ダダスコドンドン」

体を使った表現、コミュニケーションあそびで活躍するあそびの達人・多田純也によるあかちゃんからお年寄りまで楽しめる公演。

①日時 2月15日（日）10:30～11:30

②会場 1階はっちひろば

(4) 木村兄弟☆ツリーハウス対談— 勝一（彫刻家）×友祐（小説家）のコレカラ

二人のこれまでの作品を紹介しながら、そのエピソードと裏話、これからの夢や展望を熱く語る対談。書籍の即売をサイン会も実施。

①日時 2月21日（土）16:00～17:30

②会場 1階はっちひろば

同時開催企画

下崎雅之展

八戸えんぶりを取り材し、えんぶりを取り巻く人々の姿をいきいきと形にする下崎雅之の創作世界を紹介。

①期間 2月15日（日）～3月1日（日）9:00～18:00 ※2月24日、25日休場

②会場 2階 シアター2



詳しくはこちる

関連企画

はっち15周年記念 市民フォーラム

日 時 2/14(日) 13:00-16:00
場 所 5階 共同スタジオ

はっちの15周年を記念し、守るべきもの、変えていくべきものなど、多世代の皆様と一緒に考えるフォーラム。第一部は国内外の文化施設や政策に精通する太下義之さんの講演、第二部では多世代の市民の方々とのディスカッションを行います。

主催・問合せ：まちなかミュージアムW 090-2605-8850（石橋）



演劇集団ごめ企画 ツリーハウス公演

日 時 2/14(日) 16:00-17:30
場 所 1階 はっちひろば
出 演 梶谷伸夫、柏木七穂、木下勝貴、創作舞踊「風雅」のみなさん



同時開催

下崎雅之展

日 時 2/15(日)-3/1(日) 10:00-18:00
場 所 2階 シアター2

八戸えんぶりを取り材し、えんぶりを取り巻く人々の姿をいきいきと形にする下崎雅之の創作世界を紹介します。

下崎雅之トーク 要予約

日 時 2/15(日) 14:00
場 所 3階 和のスタジオ



えんぶり in はっち

期 間 2/17(火)-2/20(金)
場 所 マチニワ、1階 シアター1

えんぶり公演のほか、太夫や舞妓の衣装が着られる着付け体験もあります。

※関連展示は
2/23(月・祝)まで



アクセス

- バス 八戸駅東口から八戸市中心街方面行き[約25分]
八戸中心街ターミナル(八日町)下車すぐ
- 鉄道 八戸駅からJR八戸線「本八戸駅」下車[徒歩約10分]
- 車 八戸駅から車[約20分]
- 航空機 三沢空港から八戸市内シャトルバス[約55分]
- フェリー 八戸港フェリーターミナルから車[約15分]



問合せ・
申込み

八戸ポータルミュージアム はっち
<https://hacchi.jp>

主催:八戸ポータルミュージアムはっち 共催:こどもはっち

〒031-0032 青森県八戸市三日町11-1
TEL|0178-22-8228 FAX|0178-22-8808
Email | hacchi@city.hachinohe.aomori.jp



2026年2月11日、
はっちは15周年を迎えます。

市民のみなさんと共に歩んだ15年。
たくさんのお会いがありました。

八戸で暮らす人々が
もっともっと輝ける場所を目指して、
これからも活動していきます。

6
十日市秀悦
トークショー
「熱かった昭和～街は南部弁で溢れていなっす！」
2/11 水・祝

7
ただじゅん
公演
2/15 日



1

15周年セレモニー 2/11(水・祝)

10:30 お祝いコンサート

八戸出身のピアニスト
豊島裕子さんによる
お祝いコンサート

出演 豊島 裕子



11:30～ ※無くなり次第終了

こどもはっち 15周年 祝い茶席



こどもはっち 15周年を記念した
お祝い茶席。子どもたちからデザ
インを公募して完成したオリジナル
和菓子をいただけます。

料金 300円 ※小学生
以下は無料

11:00 セレモニー

15周年式典のほか、市民のみなさんと
織った南部製織の布で作ったオリジナル
イスカバーや南部昔コからくり時計の
お披露目をします。



10:30-15:00

1階 はっちひろば

南部製織
イスカバープロジェクト
Re : CHAIR
～つないで、つむぐ、
はっちの15年～

はっち館内に設置しているイスの着せ替えカバーを
市民のみなさんと一緒に作るプロジェクト。
南部製織の技法でカバー用の布を
約半年をかけて織りました。

監修：工房「澄」
デザイン：佐々木遊



くわしくは
こちら

QRコード

13:30-15:00 森のおとぎ会のお話会

八戸童話会のみなさんによるおとぎ話や
昔話の読み聞かせお話会。

2/7(土)-23(月・祝) ※一部
2/15まで

1階 はっちひろば、ギャラリー1、シアター1

2

ツリーハウスの森 ～はっちが森になる～

木村 勝一 ツリーハウスの森

2/7(土)-23(月・祝) 9:00-17:00

1階 はっちひろば

ツリーハウスビルダー・
彫刻家の木村勝一制作の
ツリーハウスがはっち
ひろばに登場。親子で樂
しめる木村勝一の世界を
お楽しみください。

同時開催

未来のツリーハウス
絵画展

2/7(土)-23(月・祝)
9:00-21:00

4階 こどもはっち外壁



協力：浜市川保育園、
多賀小学校、かもめ幼稚園、
こもれびのもり幼稚園、
多賀台保育園

高橋 みのる 木のおもちゃ展

2/7(土)-23(月・祝) 1階 ギャラリー1

2/7(土)-15(日) 1階 シアター1

9:00-17:00 (どちらも最終日は16:00まで)

木のからくり作家・高橋みのるの新作「南部昔コからくり時計」のほか、はっちのシンボルの一つである「からくり獅子舞時計」の制作過程の模型なども展示します。



3

みんなでつくる演劇「ア・ライブ」公演

2/7(土)・8(日)

15:00-16:00 ※開場14:50

はっち中庭

構成・演出 越智 良江

料金
1階 1,000円
2階 500円
(12/20 発売開始)



4

ちび展 2026 ベスト ～No Miniature No Life～

2/7(土)-15(日)

10:00-18:00 (最終日は
17:00まで)

2階 ギャラリー2

ミニチュア作家ユニットのちびっつ@による作品展。なつかしい八戸の心に
しみる光景やドールハウス、八戸ならではのソウルフードミニチュアの
ほか、15周年を記念した新作も展示します。オルゴールの音色に彩られた、優しい夢いっぱいのちいさな
世界をお楽しみください。



5

昭和レトロ展 安田勝寿コレクション

2/8(日)-15(日)

10:00-18:00 (最終日は
17:00まで)

3階 ギャラリー3

八戸市のおもちゃコレクター安田勝寿
が所有する昭和レトロなコレクション
が勢揃い。昔懐かしいおもちゃや
ゲーム、ポスター、レコード、雑誌、
お菓子のパッケージなど、当時の
暮らしを彩ったアイテムを展示。世代
を超えて、大人も子どもも楽しめる
昭和の世界をお楽しみください。



6

十日市秀悦トークショー 「熱かった昭和 ～街は南部弁で溢れていだなっす!～」

2/11(水・祝) 14:00-15:30 開場
13:30
2階 シアター2

料金

無料 ※要整理券
(1/10よりインフォメーションで配布)

十日市秀悦による昭和の高度
経済成長期の中心街や横丁を
テーマにしたおもしろ南部弁
トークショー。



7

こどもはっち15周年記念 ただじゅん公演 「ダダスコドンドン」

2/15(日)

10:30-11:30
1階 はっちひろば

体を使った表現、コミュニケーションあそびで活躍する・
多田純也による公演。だだすこは太鼓の音、和太鼓、和楽器の
音にのり、むかしばなしやおめでたい芸能がどんどん飛び出
す、赤ちゃんからお年寄りまで
楽しめる舞台です。



**青の煌めきあおもり国スポ（第80回国民スポーツ大会）冬季大会
スケート競技会・アイスホッケー競技会の開催について**

1 開催概要

- (1) 主催 (公財) 日本スポーツ協会、文部科学省、青森県
 (公財) 日本スケート連盟、(公財) 日本アイスホッケー連盟、八戸市
- (2) 会場地 八戸市、三沢市
- (3) 実施競技 スケート競技会（スピード、ショートトラック、フィギュア）
 アイスホッケー競技会
- (4) 大会愛称 「青の煌めきあおもり国スポ」
- (5) スローガン 「翔けろ未来へ縄文の風に乗って」
- (6) 日程及び会場

会場地	式典・競技	日程（令和8年）									会 場	
		1月		2月								
		31 (土)	1 (日)	2 (月)	3 (火)	4 (水)	5 (木)	6 (金)	7 (土)	8 (日)		
八戸市	開始式	午前 ◎									SG GROUP ホールはちのへ (八戸市公会堂)	
	表彰式									午後 ◎	YSアリーナ八戸 (長根屋内スケート場)	
	スピード						○	○	○	○	YSアリーナ八戸 (長根屋内スケート場)	
	フィギュア	○	○	○	午前 ○						FLAT HACHINOHE	
	ショートトラック	○	○								三沢アイスアリーナ	
三沢市	アイスホッケー					○	○	○	○	○	テクノルアイスパーク八戸 (新井田インドアリンク)	
						○	○	○	○	○	FLAT HACHINOHE	
						○	○				三沢アイスアリーナ	

【開始式】令和8年1月31日（土）午前10時35分～（30分程度）

※午前10時00分～歓迎アトラクション

午前10時20分～選手団紹介

【表彰式】令和8年2月8日（日）午後4時00分～（1時間程度）

2 大会参加者統計

42 都道府県 1,711 人参加

(1) 役員、監督、選手別参加人員

区分	第77回	特別	第78回	第79回	第80回
	栃木県	青森県	北海道	群馬県・岡山県	青森県
本部 役員	370	401	352	359	338
選手・監督	1,400	1,359	1,382	1,376	1,373
合 計	1,770	1,760	1,734	1,735	1,711

(2) 競技種目別参加人数

区分	第77回		特別		第78回		第79回		第80回	
	栃木県		青森県		北海道		群馬県・岡山県		青森県	
	参加都道府県数	人 数								
スケート	42	770	40	720	41	741	39	738	39	733
スピード	25	364	24	338	26	352	25	339	25	344
ショートトラック	32	235	28	208	31	205	29	211	30	203
フィギュア	21	171	22	174	22	184	24	188	23	186
アイスホッケー	27	630	27	639	27	641	27	638	26	640
合 計	44	1,400	44	1,359	44	1,382	42	1,376	42	1,373

(3) 大会役員等

区分	人数
大会役員	401
競技会役員	スケート 177
	アイスホッケー 186
	小 計 363
競技役員	スピード 92
	ショートトラック 63
	フィギュア 66
	アイスホッケー 178
	小 計 399
観察員	56
報道員	147
式典招待者	74
合 計	1,440

3 話題性のある選手等

(1) 話題性のある選手・有望選手

○スケート競技（スピード）

都道府県	種別	選手名	所属	エントリー種目	主な成績等
青森県	少年男子	出町 拓人	青森県立八戸西高等学校	5000m 10000m	前シーズン、全国中学校大会 1500m優勝
青森県	成年女子	下村 璃々	高崎健康福祉大 (八戸西高)	1000m 1500m	今シーズン、全日本選抜 1000m で上位の成績等

○スケート競技（フィギュア）

都道府県	種別	選手名	所属	主な成績等
青森県	成年男子	木村 真人	スーパースポーツゼビオ (工大一高)	監督兼選手で出場、今年度現役に復帰 2大会ぶりのフリー進出を目指す

(2) 中学3年生参加選手

○スケート競技（スピード）

都道府県	種別	選手名	所属	エントリー種目
青森県	少年男子	竹内 凪介	八戸市立第一中学校	1000m、 1500m、 リレー
青森県	少年男子	小笠原 蒼	八戸市立下長中学校	5000m、 10000m
青森県	少年女子	村上 梢	八戸市立根城中学校	500m、 1000m、 リレー
青森県	少年女子	坂下 美月	八戸市立根城中学校	1000m、 1500m、 リレー
青森県	少年女子	北村 眞子	八戸市立根城中学校	1500m、 3000m、 リレー

(3) 話題性のある競技

都道府県	競技・種目・種別	主な成績等
青森県	スケート ショートトラック 成年男子	一度一線を退いた選手たちが、現役復帰して地元国スポに向けて日々練習を重ねてきた ベテランスピード選手がショートトラックでどう戦うか
青森県	アイスホッケー 成年男子	2015（平成27）年第70回群馬国体以来の優勝と2011（平成23）年第66回八戸国体以来の地元優勝を狙う

4 本県における冬季国体（スケート競技会・アイスホッケー競技会）の開催状況

	大会回数／開催年	テーマ	会場地
1	第1回（昭和22年）		八戸市
2	第6回（昭和26年）		八戸市
3	第11回（昭和31年）		八戸市
4	第17回（昭和37年）		八戸市
5	第26回（昭和46年）		八戸市
6	第32回（昭和52年）	あすなろ国体	八戸市
7	第40回（昭和60年）	はちのへ国体	八戸市
8	第48回（平成5年）	八戸国体	八戸市
9	第55回（平成12年）	北のまほろば冬季国体	八戸市・三沢市・福地村
10	第59回（平成16年）	活彩 はやて国体 10th	八戸市・三沢市・福地村
11	第64回（平成21年）	みちのく八戸国体	八戸市・三沢市・南部町
12	第66回（平成23年）	結集！はちのへ国体	八戸市・三沢市・南部町
13	第75回（令和2年）	氷都新時代！八戸国体	八戸市・三沢市・南部町
14	特別（令和5年）	未来へつなぐ八戸国体	八戸市・南部町
15	第80回（令和8年）	青の煌めきあおもり国スポ	八戸市・三沢市

長根屋内スケート場中地利用の減免試行の結果について

1 これまでの経緯

令和5年度に実施した「公共施設の有効利用に関する市民アンケート」の結果を踏まえ、市民ニーズに沿った施設運営を図る取組の一環として、YSアリーナ八戸の中地全体の更なる利用向上と競技者人口の増加に資することを目的に、中地（人工芝コート）の使用料について検討するため、令和6年度に使用料の8割、令和7年度に使用料の6割を減免試行している。

2 減免試行の結果（令和7年11月末現在）

(1) 実施内容

	半面（1時間）	全面（1時間）
現行料金	5,000円	10,000円
令和6年度試行料金	1,000円	2,000円
令和7年度試行料金	2,000円	4,000円

(2) 中地利用者アンケート

- ①実施期間 <令和6年度> 5月23日（木）～8月31日（土）
※6月17日（月）～7月26日（金）の結氷作業期間を除く
<令和7年度> 5月8日（水）～8月31日（日）
※6月16日（月）～7月25日（金）の結氷作業期間を除く
- ②対象者 中地（人工芝コート、多目的コート）利用者
- ③回答者数 令和6年度 122人、令和7年度 141人
- ④使用料に関する回答結果

人工芝コートの使用料金に関する質問

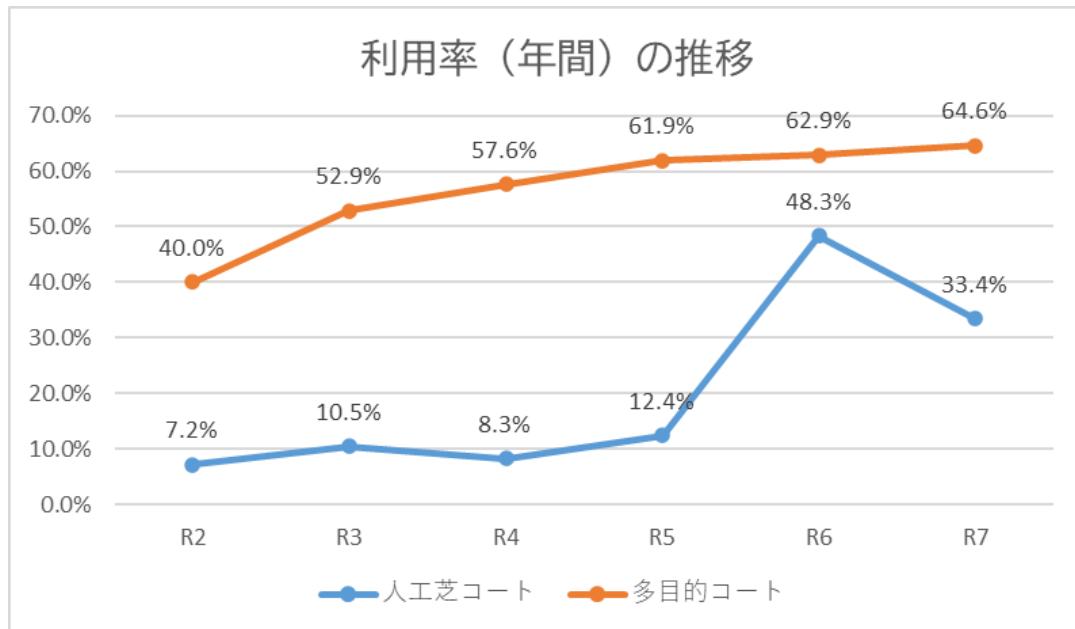
質問内容	回答	1,000円未満	1,000円	1,500円	2,000円	2,500円	3,000円	4,000円	5,000円	5,000円超	合計
		1,000円未満	1,000円	1,500円	2,000円	2,500円	3,000円	4,000円	5,000円	5,000円超	
これ以上高ければ利用しない料金	R7	0	12	0	19	0	33	6	23	5	98
	R6	0	18	1	19	1	29	5	12	4	89
少し高いと感じる料金	R7	1	12	0	37	0	23	4	18	2	97
	R6	0	28	0	32	0	18	3	10	1	92
お得だと思う料金	R7	6	60	0	24	0	5	3	0	0	98
	R6	6	63	1	10	0	7	2	1	0	90
安すぎるとと思う料金	R7	24	58	0	4	0	1	1	0	0	88
	R6	24	58	0	8	0	1	1	0	0	92

(3) 使用料収入の推移（各年度5～11月）

(単位：円)

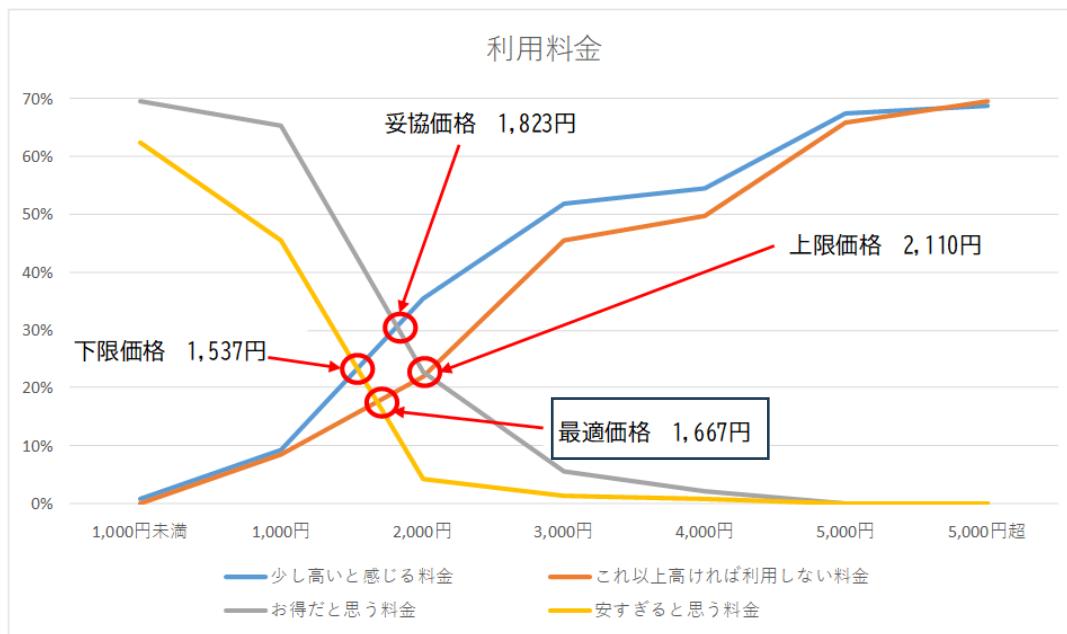
年度 コート名	R2	R3	R4	R5	R6	R7
人工芝コート	389,000	981,000	566,000	855,000	912,200	1,879,600
多目的コート	576,070	721,500	918,060	971,280	1,001,390	1,183,980
合計	965,070	1,702,500	1,484,060	1,826,280	1,913,590	3,063,580
備考	新型コロナウィルス感染症	→				

(4) 利用率の推移 (R6 は減免試行後の R6.5~R7.3、R7 は R7.4~R7.11までの利用率)



※利用率の算出：使用した時間（全館貸切を除く）÷使用可能時間

(5) PSM分析内容



※PSM分析 (Price Sensitivity Measurement/価格感度測定)

消費者に対して新商品を提示して、どれくらいの価格であれば購入するかを聞き取り、消費者に受け入れられる価格などを明らかにするための調査・分析の手法

3 まとめ

上記結果から、人工芝コートの使用料は、一定程度の利用率及び使用料収入の確保が期待でき、併せて利用者にも受け入れられる価格として、半面1時間当たり 1,700 円が妥当であると思われる。

農業委員及び農地利用最適化推進委員の公募の実施について

現任の農業委員及び農地利用最適化推進委員が、令和8年7月14日に任期満了となることから、次期農業委員及び農地利用最適化推進委員の公募を実施する。

1 農業委員（任期：令和8年7月15日～令和11年7月14日）

定数	備 考
19人	・認定農業者が定数の過半数を占めること ・利害関係を有しない者が1人以上含まれること

2 農地利用最適化推進委員（任期：令和8年8月総会日～令和11年7月14日）

区域名	定数	備 考
市川・下長	4	市川(2)、下長(2)
上長・豊崎	4	上長(2)、豊崎(2)
館・是川	4	館(2)、是川(2)
大館・南浜	4	大館(2)、南浜(2)
南郷	6	島守(3)、中沢(3)
計	22人	

3 公募の概要

農業委員及び農地利用最適化推進委員の公募は、同時に実施する。

- 公募期間 令和8年2月1日（日）から2月28日（土）までの28日間
- 受付場所 農林水産部農政課・農業委員会事務局（市庁別館7階）
- 周知方法
 - ・「広報はちのへ 令和8年2月号（1/20発行）」に記事掲載
 - ・農業委員会が発行する「はちのへのうぎようだより 令和8年新年号（1/10発行）」に記事掲載
 - ・市ホームページにお知らせ及び募集要項掲載

4 公募の実施後のスケジュール

	農業委員	農地利用最適化推進委員
令和8年4月	選考委員会（候補者決定）	
6月	6月議会（選任同意議案）	
7月15日	任命・組織会（会長等選出）	選考
8月		委嘱

八戸市緊急銃猟対応マニュアルの策定について

1 緊急銃猟とは

人の日常生活圏(農地や河川敷、建物内等)にクマ、イノシシが出没した際、安全確保等の措置を十分に講じた上で、市町村が委託したハンター等による銃猟を可能とする制度

緊急銃猟制度のポイント	
どこで	人の日常生活圏であって安全確保が可能な場所 ※主にクマ等が建物に侵入している場合や農地や河川敷での実施が想定される。
誰が	実施の判断や安全確保を含め、市町村が行う。 銃猟の実施行は市町村職員以外の者への委託が可能 ※発砲のタイミング等は委託の範囲において銃猟の実施行を行なう者が判断し、その場合の責任も市町村が負う。
何を用いて	ライフル銃、散弾銃(スラッグ弾使用)、麻醉銃
何を対象に	ヒグマ、ツキノワグマ、イノシシ(イノシシは基本的に成獣に限る)
どうする	人に弾丸が当たらないよう安全確保をした上で銃猟が可能

2 市町村での対応マニュアル策定

- ・緊急銃猟制度の創設を内容とする鳥獣保護管理法の改正が行われ、令和 7 年 9 月 1 日に施行された。
- ・市町村が緊急銃猟の流れを理解し、現場で安全な緊急銃猟が行われることを目的として、国ではガイドラインを作成したが、その中で人の日常生活圏への出没があった際に円滑な対応ができるよう、各市町村において体制の整備、対応フローを対応マニュアルとしてまとめておくことが望ましいと示された。
- ・11 月 25 日に青森県から対応マニュアルのひな型が示されたことから、当市において県のひな型に倣い対応マニュアルを策定したものである。

3 対応マニュアルの概要

別紙のとおり

4 策定日

令和 7 年 12 月 22 日

八戸市緊急銃猟対応マニュアル（概要）

1 対応マニュアル策定の目的

このマニュアルは、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行令」第1条に規定される危険鳥獣が人の日常生活圏に出没した場合に備えて、緊急銃猟を迅速かつ安全に行うための体制と準備を整えることを目的とする。

2 緊急銃猟に備えた平時における事前準備

(1) 対応体制の整備

庁内関係課及び鳥獣被害対策実施隊の役割は次のとおり

対応者	役割
市長	<ul style="list-style-type: none">・緊急銃猟の実施の決定・県への応援要請
農業経営振興センター	<ul style="list-style-type: none">・現場の指揮・住民への注意喚起（報道機関投込み等）・情報の統括（報道機関対応等）・安全確保（通行制限、誘導等）・出没場所等の管理者・地権者との調整・関係機関との連絡体制整備・緊急銃猟による被害の有無の確認及び原状回復・捕獲個体の適切な処理
危機管理課	<ul style="list-style-type: none">・クマ対策連絡会議の開催・防災行政無線・住民への注意喚起（ほっとスルメール、市公式LINE）・広報車による注意喚起
広報統計課	<ul style="list-style-type: none">・住民への注意喚起（X、Facebook、LINEVOOM、dボタン）・広報車による注意喚起
南郷事務所	<ul style="list-style-type: none">・防災無線による注意喚起（南郷地区）
農政課	<ul style="list-style-type: none">・広報車による注意喚起
農林畜産課	<ul style="list-style-type: none">・直接訪問による注意喚起
秘書課	<ul style="list-style-type: none">・二役への連絡
教育指導課	<ul style="list-style-type: none">・目撃情報を近隣の小中学校へ連絡
こども未来課	<ul style="list-style-type: none">・目撃情報を近隣の保育所、認定こども園、幼稚園へ連絡
子育て支援課	<ul style="list-style-type: none">・目撃情報を近隣の児童館、放課後児童クラブへ連絡
道路維持課	<ul style="list-style-type: none">・交通規制
八戸市鳥獣被害対策実施隊	<ul style="list-style-type: none">・追い払い・出没箇所の調査（誘因物、移動ルート、ねぐら等）

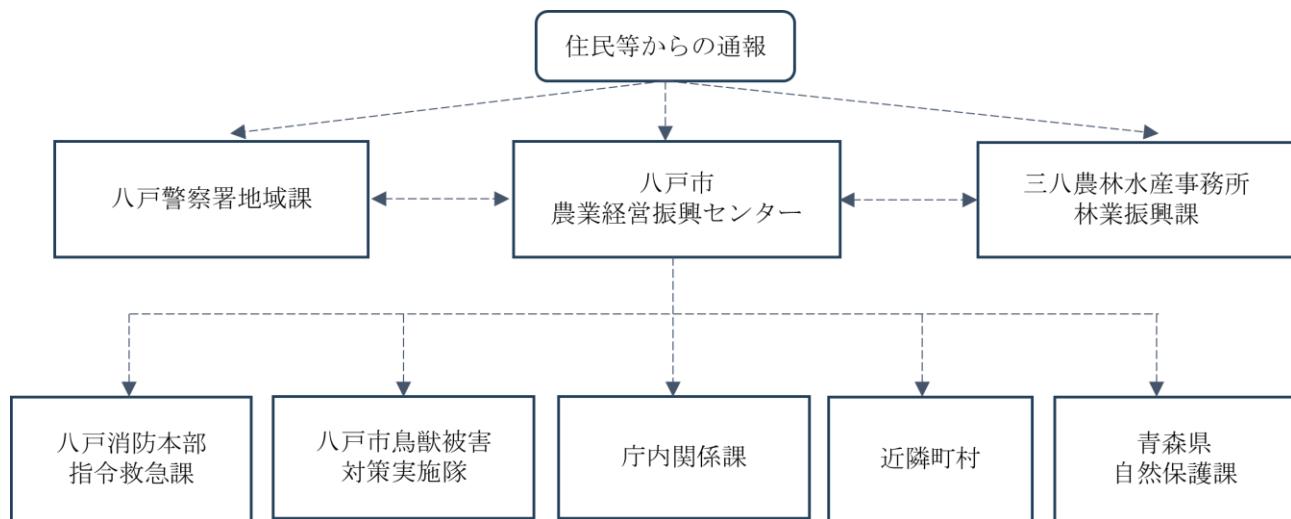
	<ul style="list-style-type: none"> ・捕獲者の技術的サポートや照明、盾等による物理的な捕獲者のサポートの実施 ・捕獲個体の処理
捕獲者（射手）	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急銃猟の実施 ・麻酔銃等での捕獲 ・捕獲場所・方法等に関する担当部局への助言等

※その他、隣接する自治体担当部局、八戸警察署、八戸消防本部、県自然保護課、環境省東北地方環境事務所の役割を明記

(2) 連絡体制の構築

関係者との連絡体制を構築し、平時からの情報共有等を図る。

【連絡体制フロー図】



(3) 捕獲者リストの作成

鳥獣被害対策実施隊の中から選定し、第1順位の者から連絡を行い、5名以上の出動可能な方に依頼する。

(4) 机上訓練・実地訓練

平時からの準備として、緊急銃猟に関する机上訓練及び実地訓練を実施する。銃猟を行うタイミングや銃猟を行うことができる場所について、関係者間で共通の認識を持つこと、対象鳥獣の生態や習性、性質や関係法令、捕獲手法、出没時の対応方針等の必要な知識が得られるよう、定期的な研修を年1回以上行う。

(5) 必要な資材・備品の確保

緊急銃猟対応のほか人の日常生活圏への危険鳥獣の出没に備え、対応に当たる職員等の安全確保に係る資材、関係者間で必要な情報共有や複数の関係者が連絡を取り合いながら、安全かつ確実な捕獲を行うための備品を整備する。

【主なもの】

捕獲者の証票 (ゼッケン)	市長が実施を指示してから捕獲者へ受け渡し、着用させる。(射手2名を想定)
土地の立ち入り用証票(ゼッケン)	緊急銃猟を実施する者が携帯する証票と区別できるものにする必要がある。
無線・トランシーバー	現場指揮や避難誘導、交通制限に使用
ヘルメット、盾	ツキノワグマ反撃時の捕獲者及びサポート者緊急退避用
住宅地図等	緊急銃猟実施時における交通制限、退避箇所等の範囲決定のための参考資料
捕獲者に係るチェックリスト	法令上の緊急銃猟を実施する者の要件を確認する事項をチェックリスト化したもの
緊急銃猟確認チェックリスト	法令上の緊急銃猟の条件等をチェックリスト化したもので、市町村が緊急銃猟の実施可否を判断する際に使用

(6) 地域住民に対する情報発信

日常の目撃情報等について、とりまとめホームページ等で公開するとともに、市公式LINEやほっとスルメール等のSNSで情報発信・注意喚起を行う。

3 緊急銃猟実施に向けた現場対応

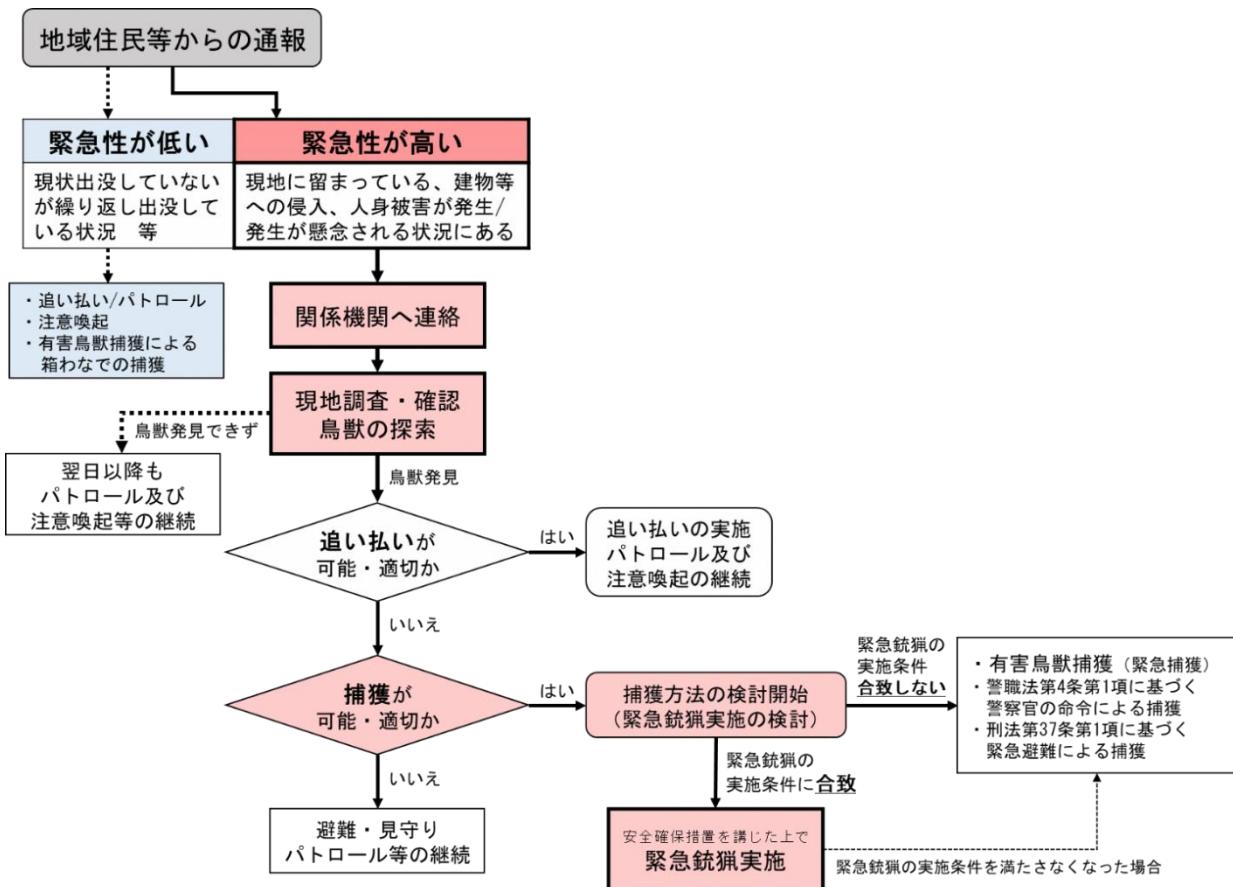
(1) 通報から緊急銃猟の実施までの流れ

地域住民等からツキノワグマ出没の通報を受けた場合、必要な情報を聞き取り、状況に応じた対応を検討する。

(緊急銃猟が実施可能となる4つの条件)

人の日常生活圏において、緊急銃猟を実施するためには、以下の①から④の条件をすべて満たす必要がある。

- ①危険鳥獣が人の日常生活圏へ侵入している/侵入のおそれがある。
- ②危険鳥獣による人の生命又は身体に対する危害を防止するための措置を緊急に講ずる必要がある。
- ③銃猟以外の方法によっては的確かつ迅速に危険鳥獣の捕獲等が困難
- ④銃猟によって人の生命又は身体に対する危害を及ぼす恐れがない。



【緊急性の判断】

緊急性		
低い	中程度	高い
<ul style="list-style-type: none"> ・山林での目撃 ・農地、養魚場等での単発的な出没 	<ul style="list-style-type: none"> ・農地、養魚場での農作物等被害発生 ・山林内のキャンプ場、観光施設への出没 ・市街地への単発的な出没 	<ul style="list-style-type: none"> ・誤錯捕獲 ・人家等が隣接している農地、養魚場への出没 ・人家、施設（敷地・建物内）等への侵入 ・人家、施設周辺での居座り ・人身被害発生
<ul style="list-style-type: none"> ・注意喚起の実施 ・必要に応じた追い払いやパトロールの実施 ・有害鳥獣捕獲での捕獲検討（箱わな） 	<ul style="list-style-type: none"> ・注意喚起の実施 ・必要に応じた追い払いやパトロールの実施 ・状況に応じ施設利用の一時停止 ・誘引物対策（収穫物、残さ、ゴミの除去、適切管理） ・有害鳥獣捕獲での捕獲検討（箱わな） 	<ul style="list-style-type: none"> ・注意喚起の実施 ・有害鳥獣捕獲（緊急捕獲）の実施検討 ・緊急を要する場合は、緊急銃獵の検討

(2) 射線方向、交通規制範囲、地域住民等の退避範囲等の対応方針の決定

- ・緊急銃猟実施の判断をした場合、現場においては役割分担を改めて確認し、関係機関と連携を図りながら、安全確保措置として交通規制の実施や住民への周知等を行う。
- ・緊急銃猟の実施に向け、射線の方向を決定する際には臨場している警察官や捕獲者からの助言も踏まえながら、以下の点に留意すること。
(留意点1) バックストップがあることを確認し、射線方向には屋内外を含め人がいない状態とすること。
(留意点2) 弾丸が引火物や爆発物に到達するおそれがある場合は、捕獲者等にも危険が伴うことから射線方向を再考すること。埋設ガス管等についても確認を行うこと。
- ・交通規制を実施するまでに、規制を行う場所、期間、制限の内容等を一般の供覧に資するよう市公式LINE等のSNSに掲載し、内容の周知を図る。

(3) 緊急銃猟の実施

- ・緊急銃猟を行う捕獲者が要件を満たしているか、チェックリストの様式を用いて確認
- ・市は捕獲者へ証票を携帯させる。
- ・使用する銃種、射撃する角度、射撃するタイミングは捕獲者の裁量

(4) 緊急銃猟実施後の対応

- ・市公式LINE等のSNSにより交通規制の解除や緊急銃猟終了について周知
- ・損失が発生したと思われる場合には、被害の情報を記録するとともに、相手方に請求を依頼
- ・緊急銃猟実施報告様式を用いて、県自然保護課に対して速報を3日以内、正式報告版を7日以内に提出

八戸市中央卸売市場事業経営戦略の改定について

1 経営戦略策定の目的と改定の背景

「経営戦略」は、公営企業が将来にわたって安定的に事業を継続していくために策定する中長期的な経営の基本計画であり、令和4年2月に最初の「経営戦略」を策定したが、その後、国から公営企業の全ての事業に対して、令和7年度中に見直しを行うよう要請があり、今回の改定を実施したものである。

2 改定の経過

令和7年10月 代表者会議で市場内業者と改定案の協議

令和7年11月 第1回八戸市中央卸売市場運営協議会において、改定案の説明・審議

令和8年 1月 経営戦略改定

3 経営戦略の主な内容（計画期間：令和8年度から令和17年度）

（1）経営の基本方針

- 安全・安心な生鮮食料品等の集荷・分荷機能の維持
- 適正な価格形成及びそれに係るスムーズな代金決済機能の維持
- 生鮮食料品等の安定供給を図るための施設の維持・管理

（2）将来の事業環境

- 青果部取扱高の見通しは、生産者の高齢化による離農や市場経由率の減少が進み、令和17年度は令和6年度比で14.5%の減少と推察
- 花き部取扱高の見通しは、人口減少や葬儀の簡素化等コロナ禍からの脱却が十分でないことから、令和17年度は令和6年度比で43.5%の減少と推察

	令和6年度実績	令和17年度見通し	令和6年度比
青果部取扱高 (トン)	94,220	80,588	△14.5%
花き部取扱高 (千本・千鉢・千個)	10,548	5,959	△43.5%

- 使用料収入の見通しについて、売上高使用料は、物価上昇に伴い微増と推察するが、施設使用料は、施設に増減予定がないことから、ほぼ横ばいで推移すると推察

	令和6年度実績	令和17年度見通し
売上高使用料 (千円)	83,074	86,918
施設使用料 (千円)	99,389	101,855

（3）投資及び財源の目標

- 効率的、計画的に施設の老朽化対策を進めることで投資の抑制を図る
- 繰入金に頼らない経営を維持する

4 経営戦略の公表

令和8年1月21日に市ホームページで公表

八戸市中央卸売市場事業経営戦略

団体名 : 八戸市

事業名 : 中央卸売市場事業

策定期日 : 令和 8 年 1 月

計画期間 : 令和 8 年度 ~ 令和 17 年度

1. 事業概要

(1) 事業形態

法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	非適用	事業開始年月日	青果部:昭和52年11月2日 花き部:平成6年6月1日
職員数	9 人	市場名称	中央卸売市場
前回の移転 又は再整備年度	なし	次回再整備予定年度	なし
広域化実施状況	該当なし		
民間活用の状況	ア 民間委託	警備、清掃等、施設の維持・管理に係る一部の業務を民間委託	
	イ 指定管理者制度	該当なし	
	ウ PPP・PFI	該当なし	

(2) 使用料形態

売上高割使用料の概要・考え方	条例及び施行規則に基づき、卸売業者及び仲卸業者から徴収しています。 売上金額の3/1000の金額を定めています。
施設使用料の概要・考え方	条例及び規則に基づき、卸売業者及び仲卸業者等から徴収しています。 施設ごとに1m ² 当たりの月額単価を定めています。
使用料改定年月日 (消費税のみの改定は含まない)	令和7年10月1日

(3) 現在の経営状況

年間取扱高 (t) ※過去3年度 分を記載	年度				青果合計	花き	合計
		野菜	果実	その他(青果)			
	R4	86,309	12,665	337	99,310	11,876	111,186
	R5	83,781	12,246	297	96,324	11,277	107,601
	R6	82,423	11,538	259	94,220	10,548	104,768
年間税込 売上高 (百万円) ※過去3年度 分を記載	年度				青果合計	花き	合計
		野菜	果実	その他(青果)			
	R4	17,667	3,873	184	21,724	1,185	22,909
	R5	18,178	4,266	174	22,618	1,113	23,731
	R6	21,053	4,490	151	25,694	1,086	26,780
経 常 収 支 比 率	R4	99.7%	R5	100.3%	R6	107.1%	
経 費 回 収 率	R4	99.4%	R5	99.5%	R6	106.7%	
他 会 計 補 助 金 比 率	R4	0%	R5	0.4%	R6	0%	
有形固定資産減価償却率	R4	82.5%	R5	83.7%	R6	84.3%	
企業債残高対料金収入比率	R4	201.6%	R5	190.8%	R6	178.6%	

【上記の収益、資産等の状況等を踏まえた現在の経営状況の分析】

当市場の経常収支比率及び経費回収率は概ね100%を維持しており、また、他会計補助金比率はほぼ0%で推移しているため、他会計繰入金などに依存しない健全で良好な経営ができます。

一方で、耐用年数を超えている建物が多いことから有形固定資産減価償却率は80%を超えており、当市場では施設の老朽化が進んでいます。

今後の課題は、老朽化が進む施設の更新方法の検討ですが、更新方法によっては、経常収支比率及び経費回収率の減少と、他会計補助比率及び企業債残高対料金収入比率の増加が想定されるため、施設の適正化と健全な経営の維持の両立が求められます。

2. 将来の事業環境

(1) 取扱高(t、千本・千鉢・千個)の見通し

◆共通

人口減少や生産者の高齢化による離農、市場経由率の減少で取扱高は減少すると見込みます。

◆青果部

本県は農業が盛んで、特に当市周辺にはごぼう、にんにく、長芋の優良産地が控えていることもあり、取扱高の減少幅は他市場に比べて低くなっています。

しかし、生産者の高齢化による離農の他、近年の異常気象もあって、令和6年度は、10年前の平成27年度から17.1%の減少となっています。

今後10年間も減少傾向が継続する一方で、農地の大規模化や生産性の向上といった取り組みも進んでいくと推察します。このため、10年後である令和17年度の取扱高の見込みを、令和6年度比で14.5%の減少と推察します。

◆花き部

人口減少に加えて、葬儀の簡略化等コロナ禍からの脱却が十分でないことから、令和6年度は、10年前の平成27年度から41.4%の減少となっています。今後は、需要の創出を図る工夫が必要になりますが、10年後である令和17年度の取扱高の見込みを、令和6年度比で43.5%の減少と推察します。

青果部

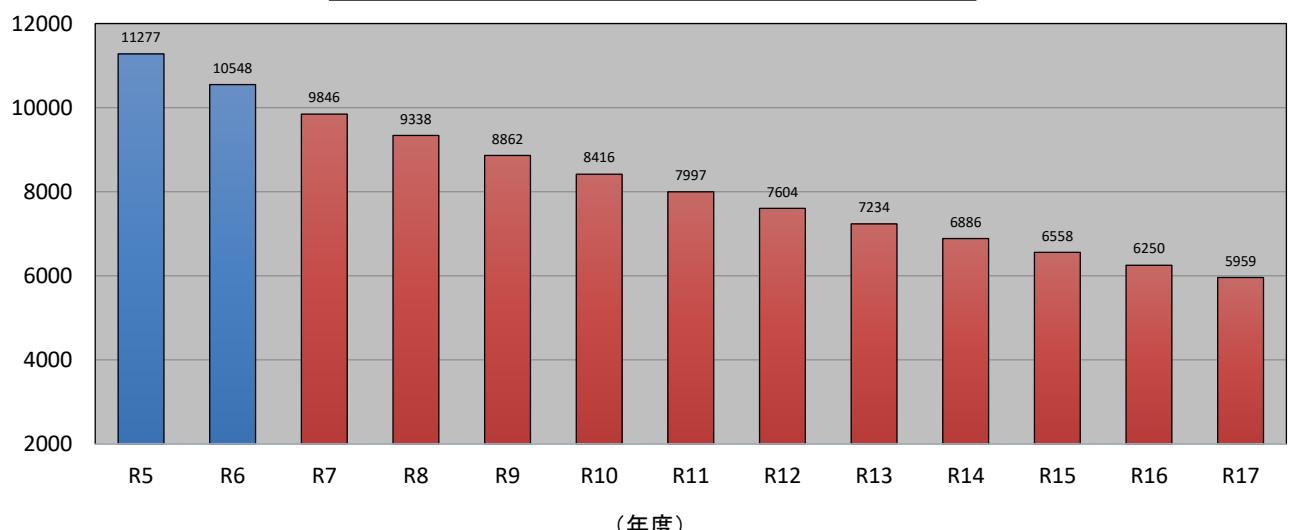
■ 実績(t) ■ 予測(t)



(年度)

花き部

■ 実績(千本・千鉢・千個) ■ 予測(千本・千鉢・千個)



(年度)

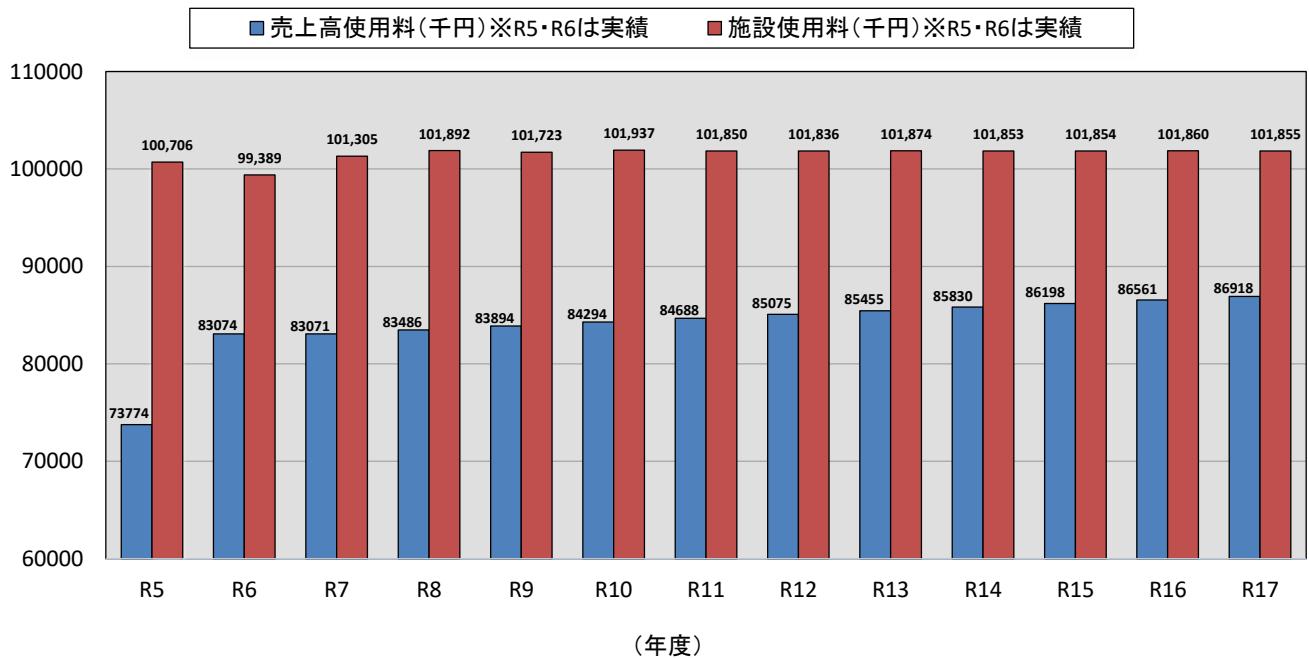
(2) 使用料収入の見通し

◆売上高使用料

卸売業者の売上高を基に算定されるものです。今後は人口減少等で取扱高が減少する見込みであるものの、現状は賃金・物価上昇が進んでおり、今後もその傾向が続くと売上高は微増すると推察します。なお、令和6年は平均単価が高く、過去2番目の売上高を記録しています。

◆施設使用料

現状では全ての施設が使用されており、今後施設の増設予定がないためほぼ横ばいで推移すると推察します。



(3) 施設の見通し

青果部施設は令和7年で築48年が経過し、地盤沈下による施設の被害や老朽化が進行しております。また、平成29年度に実施した耐震診断により、仲卸売場棟は耐震基準を満たしていないことが判明したため、耐震改修を検討します。

前の計画で予定していた主な電気設備の改修工事が完了したため、今後は青果部施設の外壁や給排水衛生設備を中心に修繕や改修工事を計画的に実施します。

また、青果部仲卸業者の負担が最小限となるよう、耐震改修工事の方法について検討するほか、老朽化対策を検討します。

(4) 組織の見通し

流通の多様化により、市場経由率が全国的に減少傾向にあることから、今まで以上に市場の活性化を図ります。

また、賃金・物価上昇で運営費が増額傾向にあり、今後は管理・運営方法の見直しを検討します。

3. 経営の基本方針

1. 安全・安心な生鮮食料品等の集荷・分荷機能の維持
2. 適正な価格形成及びそれに係るスムーズな代金決済機能の維持
3. 生鮮食料品等の安定供給を図るための施設の維持・管理

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画) : 別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	効率的、計画的に修繕や改修などの老朽化対策を進めることで、投資の抑制を図ります。また、当市場は青果物等を全国から集荷し、消費者へ安定的に供給する流通拠点となっています。このことから、施設の問題により取引を休止することができないため、状況に応じて方針を検討し、対処していく必要があります。
-----	---

花き部施設においては、耐用年数が経過しているものの大きな劣化は見られないことから、必要に応じて改修等を行います。青果部においては、老朽化問題・耐震性能不足・地盤沈下問題が顕著であるため、防災機能を含めた改修等を計画的に行っていく必要があり、今後は必要な改修等を整理しつつ、市場内業者の負担を抑えるような手法を検討します。
--

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	卸売市場の収入は、市場内業者からの使用料と一般会計繰入金で賄われています。現在では、ほとんど繰入金に頼らない運営ができていることから、大規模な施設改修等がない限りは、一般会計繰入金に頼らない体制を維持します。
-----	--

当市場の場合、売上高がほとんど減少していないことから、売上高使用料については、(2)使用料収入の見通しで述べたように、今後10年間の収入は微増になると推察します。 施設使用料については、現状全ての施設が使用されている状態にあるため施設使用料の増加は見込めないと考えられます。 ただし、施設を新築した場合、施設使用料は耐用年数を基準に均等に回収する考え方などに対する、起債償還は比較的早期に行われる多いため、償還終了までは一般会計からの繰入金が必要です。
--

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

平成30年度に花き棟建設に係る企業債(市債)の償還が完了してからは、一般会計からの繰入金がほぼない状態が続いている。現状では、職員給与費が66,700千円程度、委託費等が67,700千円程度で推移していますが、今後は人件費等の上昇もあり、徐々に運営費全体が増加傾向になっていくと推察するため、管理・運営の効率化を検討していく必要があります。
--

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

※投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

また、(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

民間活用	必要に応じて卸売業者・仲卸業者等と検討していきます。
投資の平準化	老朽化等によりこの先大きな支出が見込まれることから、緊急的なものを除き必要最低限の修繕とし、投資の平準化に努めます。
広域化	近隣の中央卸売市場とは100km以上離れているため、広域化するのが困難な状況です。
その他の取組	特になし。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料	現状では一般会計からの繰り入れがほぼないことから、当面は市場内業者の業績に影響を与えないように現行の率での徴収を予定しています。ただし、再整備後は変更が必要になります。
企業債	施設の老朽化のため必要最低限の整備は行っていく必要があることから、適切な借入を行います。
繰入金	花き棟の建設工事の企業債(市債)償還が終了してからは、ほぼ繰入金がない状態が続いているため、今後も繰入金に頼らない体制を維持します。
資産の有効活用等による収入増加の取組	現状では、空き店舗を倉庫として活用しており空き施設がない状態です。今後も遊休資産等が出た場合は有効活用に努めます。
その他の取組	特になし。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

委託料	施設の維持管理に掛かる委託料について、内容を精査した上で、コスト削減を図っていきます。
管理運営費	無駄のないように適切な維持管理を行います。
職員給与費	実施事業に応じて適正な職員配置及び事務の効率化を図り、適正な職員給与費となるよう努めます。
その他の取組	特になし。

5. 公営企業として実施する必要性など

事業の意義、提供するサービス自体の必要性	当市場は、市民に対して、安全、安心な生鮮食料品等を供給していく役割を担っています。また、全国各地から生鮮食料品等を集めて分配する「集荷・分荷機能」、需要と供給を反映し、公正な価格を決定する「価格形成機能」等があり、生鮮食料品等の安定供給という重要な役割を担っています。このようなことから、今後も中央卸売市場としての機能を維持していく必要があります。
公営企業として実施する必要性	当市場は、八戸市周辺に生鮮食料品等を安定的かつ円滑に供給する食品流通の拠点であり、生鮮食料品等の公正な取引の場として、取引秩序を維持し、公共的役割を果たしています。このようなことから、引き続き、当市が開設者として運営を行い、公営企業として事業を継続していく必要があります。

6. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	本経営戦略は、毎年度計画と実績の検証を行い、その結果、投資・財政計画と実績に大幅な乖離が生じた場合や市場事業を取り巻く状況に変化がある場合は、随時更新・改定を行い、より効率的な投資・財政計画となるよう努めます。
---------------------	---

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円、%)

区分		年 度		5年度 (決算)	6年度 (決算)	7年度 (本年度)	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
		収益的 収入	収益的 支出	1 総 収 益 (A)	231,545	236,514	243,534	242,136	242,273	243,755	243,517	243,964	244,514	244,756	245,156	245,542
収益的 収入	(1) 営 業 収 益 (B)	229,810	235,709	243,424	241,253	241,673	243,224	242,846	243,364	243,914	244,131	244,547	244,930	245,257		
	ア 料 金 収 入	174,387	182,371	184,284	185,286	185,525	186,139	186,446	186,819	187,237	187,591	187,960	188,329	188,681		
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)															
	ウ そ の 他	55,423	53,338	59,140	55,967	56,148	57,085	56,400	56,545	56,677	56,540	56,587	56,601	56,576		
	(2) 営 業 外 収 益	1,735	805	110	883	599	531	671	601	601	601	624	609	611	615	
	ア 他 会 計 繰 入 金															
	イ そ の 他	1,735	805	110	883	599	531	671	601	601	601	624	609	611	615	
	2 総 費 用 (D)	198,679	187,892	208,002	201,032	201,601	205,823	205,091	206,423	207,919	208,551	209,794	210,983	212,031		
	(1) 営 業 費 用	184,302	178,522	196,261	188,343	189,735	193,502	192,608	194,065	195,539	196,249	197,496	198,672	199,750		
	ア 職 員 給 与 費	63,487	66,699	67,942	68,024	69,582	70,571	71,474	72,659	73,715	74,794	75,934	77,059	78,207		
収益的 支出	うち 退 職 手 当															
	イ そ の 他	120,815	111,823	128,319	120,319	120,154	122,931	121,134	121,406	121,824	121,455	121,562	121,613	121,543		
	(2) 営 業 外 費 用	14,377	9,370	11,741	12,689	11,865	12,321	12,482	12,358	12,381	12,301	12,298	12,311	12,281		
	ア 支 払 利 息	877	796	996	1,749	1,779	1,731	1,943	1,953	1,869	1,816	1,831	1,823	1,801		
	うち 一 時 借 入 金 利 息															
	うち 資 本 費 平 準 化 債 分															
	イ そ の 他	13,500	8,574	10,745	10,940	10,086	10,590	10,539	10,405	10,511	10,485	10,467	10,488	10,480		
	3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	32,866	48,622	35,532	41,105	40,672	37,932	38,427	37,542	36,595	36,205	35,362	34,558	33,841		
資本的 収入	1 資 本 的 収 入 (F)	18,671	24,900	89,500	16,500	10,100	39,700	18,800	7,100	11,800	21,900	20,800	19,300	18,400		
	(1) 地 方 債	17,800	24,900	89,500	16,500	10,100	39,700	18,800	7,100	11,800	21,900	20,800	19,300	18,400		
	うち 資 本 費 平 準 化 債															
	(2) 他 会 計 補 助 金	871														
	(3) 他 会 計 借 入 金															
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金															
	(5) 国 (都道府県) 補 助 金															
資本的 支出	(6) 工 事 負 担 金															
	(7) そ の 他															
	2 資 本 的 支 出 (G)	50,056	57,971	123,520	52,430	49,291	78,983	52,646	38,616	43,010	51,192	51,728	50,868	48,742		
	(1) 建 設 改 良 費	17,875	25,015	89,570	16,530	10,170	39,780	18,820	7,170	11,800	21,920	20,860	19,380	18,492		
	うち 職 員 給 与 費															
	(2) 地 方 債 償 戻 金 (H)	32,181	32,956	33,950	35,900	39,121	39,203	33,826	31,446	31,210	29,272	30,868	31,488	30,250		
	うち 資 本 費 平 準 化 債 償 戻 金															
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 戻 金															
	(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金															
	(5) そ の 他															
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)		△ 31,385	△ 33,071	△ 34,020	△ 35,930	△ 39,191	△ 39,283	△ 33,846	△ 31,516	△ 31,210	△ 29,292	△ 30,928	△ 31,568	△ 30,342		

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円、%)

区分	年 度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
		(決算)	(決算)	(本年度)										
収 支 再 差 引	(E)+(I) (J)	1,481	15,551	1,512	5,175	1,481	△ 1,352	4,581	6,026	5,385	6,913	4,434	2,990	3,499
積 立 金	(K)													
前 年 度 か ら の 繰 越 金	(L)	6,405	7,886	23,437	24,949	30,124	31,605	30,254	34,835	40,860	46,245	53,158	57,592	60,582
前 年 度 繰 上 充 用 金	(M)													
形 式 収 支	(J)-(K)+(L)-(M) (N)	7,886	23,437	24,949	30,124	31,605	30,254	34,835	40,860	46,245	53,158	57,592	60,582	64,081
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源	(O)													
実 質 収 支	黒字 (P) (N)-(O) 赤字 (Q)	7,886	23,437	24,949	30,124	31,605	30,254	34,835	40,860	46,245	53,158	57,592	60,582	64,081
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$													
収 益 的 収 支 比 率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$	100	107	101	102	101	99	102	103	102	103	102	101	101
地 方 財 政 法 施 行 令 第 16 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た (R) 資 金 の 不 足 額														
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	229,810	235,709	243,424	241,253	241,673	243,224	242,846	243,364	243,914	244,131	244,547	244,930	245,257	
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((R)/(S) × 100)														
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (T)														
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (U)														
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (V)														
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((T)/(V) × 100)														
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)														
地 方 債 残 高 (X)	333,685	325,629	381,179	361,779	332,758	333,255	318,229	293,883	274,473	267,101	257,033	244,845	232,995	

○他会計繰入金

(単位:千円)

区分	年 度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
		(決算)	(決算)	(本年度)										
収 益 的 収 支 分														
うち 基 準 内 繰 入 金														
うち 基 準 外 繰 入 金														
資 本 的 収 支 分														
うち 基 準 内 繰 入 金														
うち 基 準 外 繰 入 金														
合 計														

令和7年八戸市中央卸売市場取扱高実績について

八戸市中央卸売市場青果部取扱高実績 1ページ

八戸市中央卸売市場花き部取扱高実績 2ページ

令和7年東北各卸売市場取扱状況（※速報値を含む） 3ページ

八戸市中央卸売市場 青果部 取扱高実績

1. 取扱高

令和7年1月から12月まで【開市日数249日】

数量: 92,921 t

金額: 25,740,572 千円

経済協議会資料

令和8年1月21日

農林水産部 中央卸売市場

2. 月別取扱高

区分	単位	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計 (1月～12月)	前年取扱高 (1月～12月)
野菜	数量(t)	3,868	4,293	5,489	5,742	5,268	7,310	8,877	7,177	8,109	10,993	8,029	5,928	81,083	83,733
	前年比(%)	91.4%	85.2%	96.5%	98.3%	103.3%	97.6%	95.9%	100.5%	107.4%	92.3%	87.9%	110.7%	96.8%	
	金額(千円)	1,545,186	1,683,605	1,929,603	1,782,046	1,375,697	1,432,862	1,821,713	1,692,469	1,863,853	2,231,121	1,967,785	1,861,659	21,187,599	19,969,205
	前年比(%)	139.0%	124.4%	119.9%	117.4%	100.0%	110.8%	102.4%	103.3%	102.5%	96.1%	90.3%	94.5%	106.1%	
果実	数量(t)	884	926	818	838	670	547	651	1,018	811	1,269	1,598	1,560	11,590	11,977
	前年比(%)	88.0%	87.0%	81.9%	98.2%	84.1%	86.8%	94.2%	90.8%	86.6%	113.2%	108.7%	120.9%	96.8%	
	金額(千円)	368,361	373,755	359,746	340,092	278,216	240,524	347,836	376,330	276,035	402,508	515,816	522,365	4,401,584	4,431,448
	前年比(%)	112.7%	104.4%	100.3%	100.7%	89.7%	80.9%	112.4%	89.4%	89.6%	104.6%	99.6%	104.2%	99.3%	
(野菜・果実 加工品、鳥卵、その他)	数量(t)	21	20	30	20	26	20	18	12	12	18	20	31	248	282
	前年比(%)	91.3%	71.4%	71.4%	76.9%	86.7%	125.0%	112.5%	85.7%	100.0%	90.0%	87.0%	96.9%	87.9%	
	金額(千円)	14,013	15,227	15,227	10,359	12,356	9,101	8,938	7,375	9,007	10,436	11,183	28,167	151,389	154,512
	前年比(%)	97.2%	87.5%	96.2%	79.4%	102.6%	131.4%	130.3%	79.7%	127.4%	108.3%	84.2%	98.0%	98.0%	
合計	数量(t)	4,773	5,239	6,337	6,600	5,964	7,877	9,546	8,207	8,932	12,280	9,647	7,519	92,921	95,992
	前年比(%)	90.7%	85.5%	94.1%	98.2%	100.6%	96.9%	95.8%	99.2%	105.1%	94.1%	90.8%	112.6%	96.8%	
	金額(千円)	1,927,560	2,072,587	2,304,576	2,132,497	1,666,269	1,682,487	2,178,487	2,076,174	2,148,895	2,644,065	2,494,784	2,412,191	25,740,572	24,555,165
	前年比(%)	132.7%	119.9%	116.2%	114.1%	98.2%	105.3%	104.0%	100.4%	100.7%	97.3%	92.0%	96.5%	104.8%	

3. 入荷及び価格の状況

〔野菜〕 野菜全体では、1月から12月までの前年比は取扱量で3.2%減、取扱金額で6.1%増となった。

1月のキャベツ、白菜、2月の人参など全国的な低温と干ばつの影響から入荷量が減少し高値となる品目が多くあった。3月から4月にごぼうの春堀りが始まり、太物中心であったが、平年の5割高となった。長いものはC品中心で前年の9割ほどの入荷量で、高値で推移した。7月から9月は猛暑による高温、干ばつや台風、前線の影響で全国的な天候不順により胡瓜、トマト、茄子、ピーマンなど多くの品目の生育に影響を及ぼした。にんにくはLM中心に需要が高く、高値で推移した。10月は北海道産の玉葱が夏場の高温、干ばつの影響で小玉傾向となり、入荷量が減少し高値で推移した。11月は寒気の影響でごぼうの掘り取り作業の遅れがみられ数量減となった。

〔果実〕 果実全体では、1月から12月までの前年比は取扱量で3.2%減、取扱金額は0.7%減となった。

1月から3月は県内品では苺とりんご、県外品ではみかん、ポンカンなどの柑橘類が主力の販売となつたが、一昨年の夏の高温、カメムシ等による被害から数量減の高値が続き荷動きは鈍化した。サンフジの中玉、小玉は堅調であった。4月から5月は県外産、県内産ともに引き続き苺が主力であった。6月は夜の気温が高かったため、さくらんぼの色付きが悪く入荷量が半減したが贈答用の引き合いが強まつた。また、山形県産と重なつたため県内での販売がメインとなつた。8月は全般的に猛暑の影響が大きく、着色不良、品質低下等で多くの品目が数量減、単価安となつた。9月はつがるりんごの着色不良が多く高値で推移した。10月は昨年と比べると、多くの品目で数量増加となり、相場は軟調に推移した。11月はサンふじ、王林、ぐんま名月が主力の販売となつた。贈答用中心に上等品は例年より高値で推移した。

八戸市中央卸売市場 花き部 取扱高実績

1. 取扱高

令7和7年1月から12月まで【開市日数244日】

数量: 9,988 千本

金額: 1,004,006 千円

経済協議会資料
令和8年1月21日
農林水産部 中央卸売市場

2. 月別取扱高

区分	単位	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計 (1月～12月)	前年取扱高 (1月～12月)
切花	数量(千本)	495	588	1,266	704	676	643	628	1,173	900	562	478	932	9,045	9,827
	前年比(%)	82.5%	87.9%	95.0%	91.0%	84.9%	99.5%	81.0%	99.0%	92.7%	94.9%	86.4%	99.9%	92.0%	
	金額(千円)	60,241	62,138	121,928	56,781	54,374	52,903	55,447	113,150	89,403	58,945	54,311	102,636	882,257	955,933
	前年比(%)	110.9%	101.6%	96.8%	87.3%	72.2%	103.0%	82.4%	93.4%	90.5%	93.0%	86.5%	93.8%	92.3%	
鉢物	数量(千本)	8	8	11	12	16	8	3	1	3	8	7	5	90	93
	前年比(%)	160.0%	80.0%	100.0%	80.0%	114.3%	100.0%	75.0%	100.0%	75.0%	100.0%	100.0%	83.3%	96.8%	
	金額(千円)	3,405	3,861	5,321	5,623	7,555	3,595	4,015	1,440	3,314	4,479	4,496	4,490	51,594	53,000
	前年比(%)	123.1%	85.2%	97.0%	84.4%	101.6%	92.7%	121.8%	67.0%	112.5%	95.6%	98.9%	97.2%	97.3%	
(枝物、観葉植物、苗物、植木、加工品、その他)	数量(千本)	23	148	63	123	177	79	28	18	28	46	35	85	853	863
	前年比(%)	62.2%	146.5%	81.8%	113.9%	112.7%	111.3%	77.8%	72.0%	71.8%	86.8%	85.4%	72.0%	98.8%	
	金額(千円)	2,363	5,454	4,468	10,037	12,862	6,621	3,085	1,980	3,323	5,377	3,885	10,700	70,155	72,992
	前年比(%)	99.8%	114.3%	116.0%	104.1%	104.9%	103.2%	85.6%	73.7%	89.1%	92.4%	90.6%	78.9%	96.1%	
合計	数量(千本)	526	744	1,340	839	869	730	659	1,192	931	616	520	1,022	9,988	10,783
	前年比(%)	81.9%	95.4%	94.3%	93.5%	89.9%	100.7%	80.9%	98.4%	91.8%	94.3%	86.5%	96.7%	92.6%	
	金額(千円)	66,009	71,453	131,717	72,441	74,791	63,119	62,547	116,570	96,040	68,801	62,692	117,826	1,004,006	1,081,925
	前年比(%)	111.0%	101.4%	97.4%	89.0%	78.7%	102.3%	84.3%	92.6%	91.1%	93.1%	87.5%	92.4%	92.8%	

3. 入荷及び価格の状況

〔切花〕 切花全体では、1月から12月までの前年比は取扱量で8.0%減、取扱金額で7.7%減となった。

1月は成人式があり全般的に高値で推移した。2月は全国的に流通量が少なく、高値で推移し輸入品が増えた。3月は春彼岸で全般的に前半は引き合いも良く高値で推移したが、中旬より天候不順により本数が伸び悩んだ。4月は国産のバラの出荷量が増え、輸入品は少なくなった。5月は国産のかーネーションの生育は順調であったが母の日での引き合いは弱く、6月に県南からの出荷が始まると好評であった。8月のお盆需要は前年並みであり、菊類は暑さの影響から開花遅延など生育に障害が多く入荷量が減少した。9月の秋彼岸は、高温障害による品質の低下から全般的に安値傾向であった。10月は夏の高温により成長が遅く、国産かーネーションは例年より入荷が少なかった。11月は全般的に寒気の影響から開花が遅れ、月を通して不安定な入荷となった。

〔鉢物〕 鉢物全体では、1月から12月までの前年比は取扱量で3.2%減、取扱金額は2.7%減となった。

1月、2月は大きめの胡蝶蘭の動きが良く小さめのミディ系は落ち着いていた。3月は卒業式向けのサイネリア、ポリアンの動きが強かった。4月は県産苗物の入荷が増えたが引き合いが弱く単価安となった。胡蝶蘭は5月は安定した入荷で取引されたが6月になると動きは鈍く、9月になると暑さの影響から花落ち枯れなど品質が安定しなかった。全般的に6月から9月は高温の影響から、品質が安定せず規格外の品も多くなった。10月はシクラメンと葉ボタンの入荷が始まったが、入荷はやや少なく、引き合いも弱かった。11月はシクラメンと葉ボタンの出荷が本格的になったが、引き合いは弱かった。

令和7年 東北各卸売市場取扱状況（令和7年1月～12月）

※速報値を含む

経済協議会資料
令和8年1月21日（水）
農林水産部中央卸売市場

【青果部】

順位	市場名	令和7年 (t)	令和6年 (t)	前年比 (%)	令和6年 順位
1	仙台市	105,516	116,030	91%	1
数量	2 八戸市	92,921	95,992	97%	2
	青森市	52,587	54,331	97%	3
	盛岡市	42,783	45,834	93%	4
	いわき市	40,751	42,850	95%	5
	秋田市*	34,903	36,471	96%	6

【花き部】

順位	市場名	令和7年 (千本等)	令和6年 (千本等)	前年比 (%)	令和6年 順位
1	仙台市	84,555	88,489	96%	1
数量	秋田市*	22,301	22,848	98%	2
	3 八戸市	9,988	10,783	93%	3
	青森市*	6,545	7,184	91%	4
	いわき市*	6,148	6,605	93%	5

・対象は全国中央卸売市場協会会員都市のうち、東北地方の市場。

※青森市及びいわき市の花き部は平成28年に地方卸売市場へ転換したが、参考値として掲載。

※秋田市は令和6年からすべての部類が地方卸売市場となったことで当該協会を脱退しているが、参考値として掲載。

・対象期間は令和7年1月から令和7年12月までの一年間。

・数量はt、金額は千円で四捨五入し集計。

・青森市、盛岡市は速報値のため、今後変動する場合がある。

順位	市場名	令和7年 (千円)	令和6年 (千円)	前年比 (%)	令和6年 順位
1	仙台市	34,569,770	35,585,259	97%	1
金額	2 八戸市	25,740,572	24,555,165	105%	2
	いわき市	15,439,182	15,714,198	98%	3
	盛岡市	13,276,903	13,474,340	99%	4
	青森市	12,665,539	12,473,126	102%	5
	秋田市*	11,573,105	11,849,908	98%	6

順位	市場名	令和7年 (千円)	令和6年 (千円)	前年比 (%)	令和6年 順位
1	仙台市	7,759,551	8,295,629	94%	1
金額	秋田市*	1,760,211	1,852,233	95%	2
	3 八戸市	1,004,006	1,081,925	93%	3
	青森市*	585,959	687,709	85%	4
	いわき市*	520,307	579,443	90%	5

地方卸売市場八戸市魚市場事業経営戦略の改定について

1 経営戦略策定の目的と改定の背景

「経営戦略」は、公営企業が将来にわたって安定的に事業を継続していくために策定する中長期的な経営の基本計画であり、令和4年3月に最初の「経営戦略」を策定したが、その後、国から公営企業の全ての事業に対して、令和7年度中に見直しを行うよう要請があり、今回の改定を実施したものである。

2 改定の経過

令和7年 7月 第1回八戸市魚市場運営審議会へ諮問、審議

令和7年 10月 八戸水産アカデミー「魚市場の今後のあり方専門部会」で意見交換

令和7年 10月 第2回八戸市魚市場運営審議会で審議

令和7年 12月 第3回八戸市魚市場運営審議会で審議、答申

令和8年 1月 経営戦略改定

3 経営戦略の主な改定内容（計画期間：令和8年度～令和17年度）

(1) 経営の基本方針

- 将来にわたり魚市場機能を維持していくため、漁船誘致活動や水産物のブランド化など、水揚数量及び金額の増加に向けた取組を進めるとともに、より一層の経費削減に努めることで経営基盤の強化を図る。

(2) 将来の事業環境

- 水揚数量及び金額については、官民一体となった漁船誘致活動を展開し水揚げの増加を目指す一方で、海洋環境の変化を明確に予測することは困難であることから、過去5年間の平均値（最大値・最小値を除く）を見込む。
- 水揚金額に応じて卸売業者から收受する市場使用料については、計画期間中の水揚金額の見通しに条例で定める料率を乗じた金額を見込む。

(3) 投資及び財源の目標

- 計画的な施設の維持管理や修繕を行い、投資の抑制と施設の保全及び長寿命化を図る。
- 水揚数量及び金額の増加に向けた取組を進めることで、使用料収入の安定確保を図る。

	改定前 (令和4年度～13年度)		改定後 (令和8年度～17年度)	
	令和4年度	令和13年度	令和8年度	令和17年度
水揚数量	86,830トン	86,830トン	37,775トン	37,775トン
	過去5年間の平均値とする		過去5年間の平均値とする	
水揚金額	176億円	192億円	103億円	103億円
	荷捌き施設の高度衛生化の効果として約10%の増加を見込む		過去5年間の平均値とする	
市場使用料 収入	55,489千円	60,434千円	32,083千円	32,083千円
	水揚金額の增加分を見込む		水揚金額の見通しに準拠する	
一般会計繰入金	139,153千円	116,656千円	126,200千円	121,394千円

4 公表の時期・方法

令和8年1月21日に市ホームページで公表

地方卸売市場八戸市魚市場事業経営戦略

団体名：八戸市

事業名：地方卸売市場八戸市魚市場事業

策定期日：令和8年1月

計画期間：令和8年度～令和17年度

1. 事業概要

(1) 事業形態

法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	法非適	事業開始年月日	昭和48年1月1日
職員数	正職員4人 再任用職員3人 会計年度任用職員2人	市場名称	地方卸売市場
前回の移転 又は再整備年度	令和2年度	次回再整備予定年度	—
広域化実施状況	該当なし		
民間活用の状況	ア 民間委託	電気設備や浄化槽、消防設備など施設の維持管理業務の一部のほか、魚市場の監視・管理業務の一部を民間事業者に委託している。	
	イ 指定管理者制度	該当なし	
	ウ PPP・PFI	該当なし	

(2) 使用料形態

※取扱い種別、施設ごとの状況が分かるよう記載すること。

売上高割使用料の概要・考え方	条例に基づき、卸売業者より鮮魚介類卸売金額の1,000分の3.5相当額、塩干冷凍魚介類その他卸売金額の1,000分の2.5相当額を徴収している。
施設使用料の概要・考え方	条例に基づき、使用者より施設ごとに定める単価により積算した使用料を徴収している。
使用料改定年月日 (消費税のみの改定は含まない)	平成7年1月1日

(3) 現在の経営状況

2. 将来の事業環境

(1) 取扱高(t)の見通し

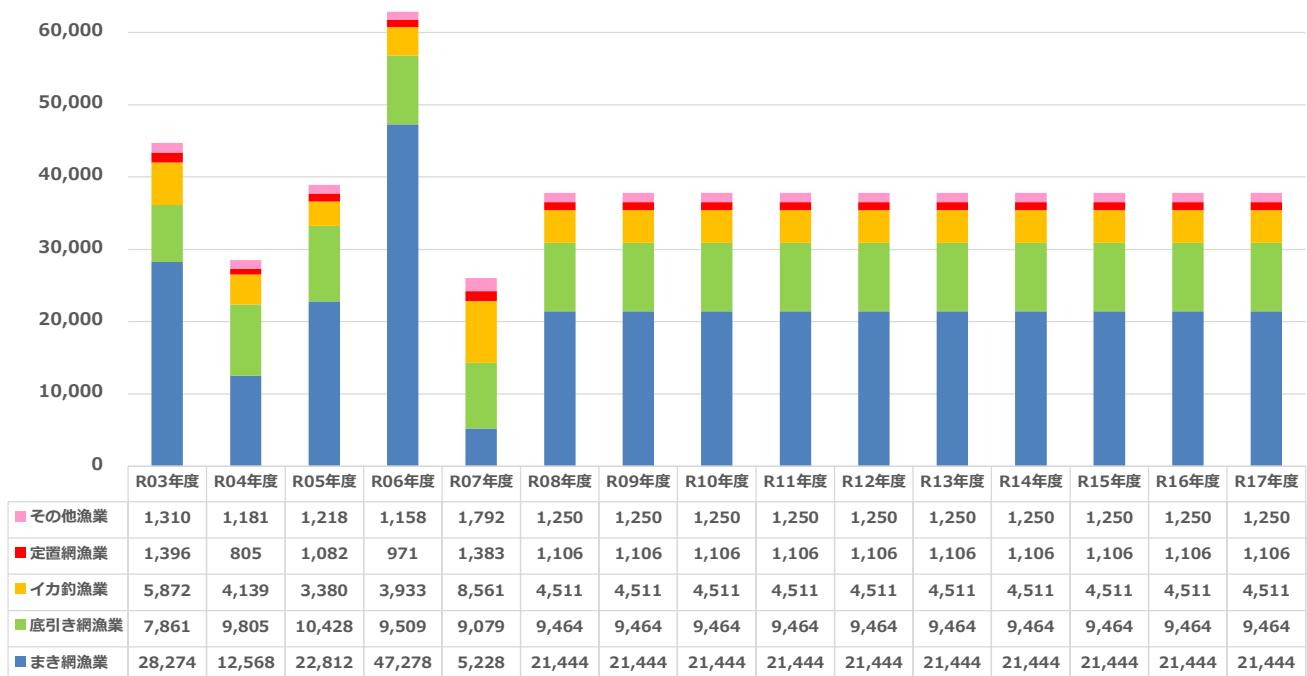
当市場の水揚数量は、海洋環境の変化や水産資源の悪化等により昭和63年度をピークに減少傾向にあったが、まき網漁業によるマイワシやサバの水揚げが増加したことで令和5年度より増加に転じ、令和6年度には4年ぶりに6万トン台にまで回復した。しかし、令和7年度はそのマイワシやサバが不漁の年となり、記録的な不漁となつた令和4年度を下回る見込みとなつてゐる。

今後の見通しについては、官民一体となつた漁船誘致活動を展開し水揚数量の増加を目指す一方で、海洋環境の変化を明確に予測することは困難であり、急激な変化により水揚数量が大幅に増減する可能性を踏まえ、過去5年間の平均数量(最大値・最小値を除く)である37,775トンが見込まれるものとする。

また、水揚金額もこれに併せ、過去5年間の平均金額(最大値・最小値を除く)である10,271百万円を見込む。

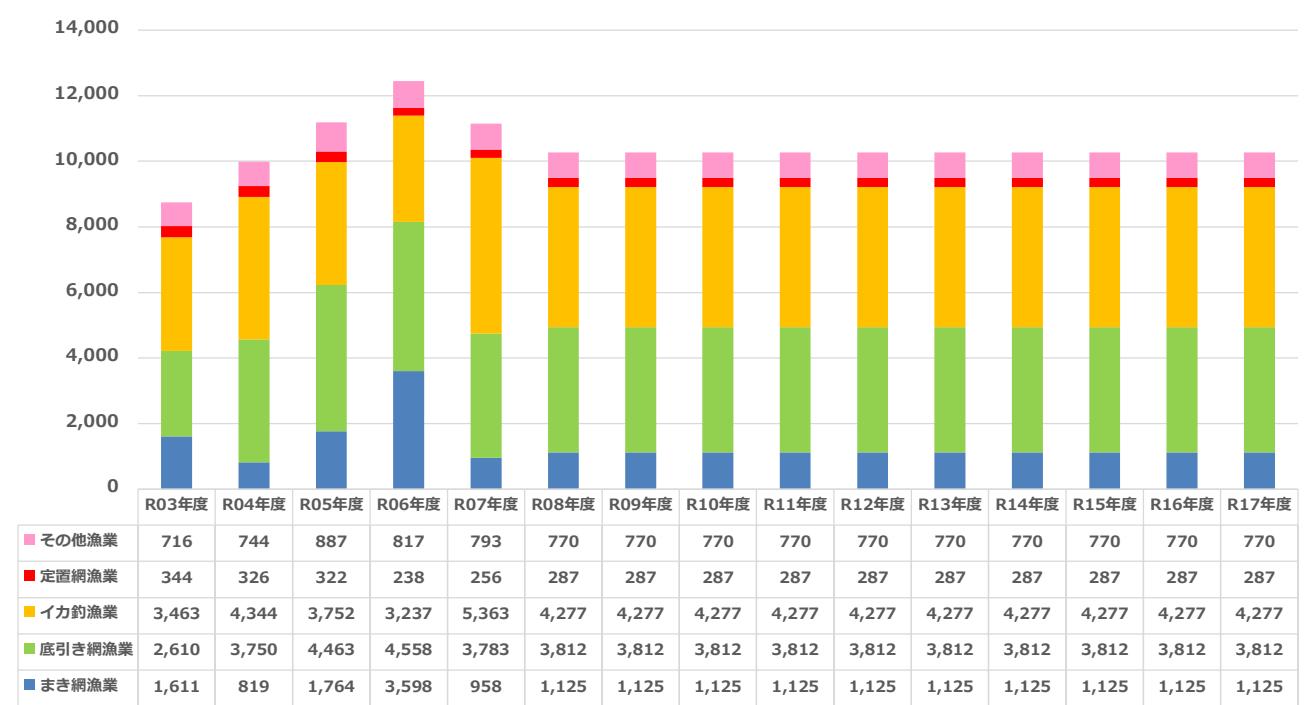
(単位：トン)

水揚数量の見通し（漁業別内訳）



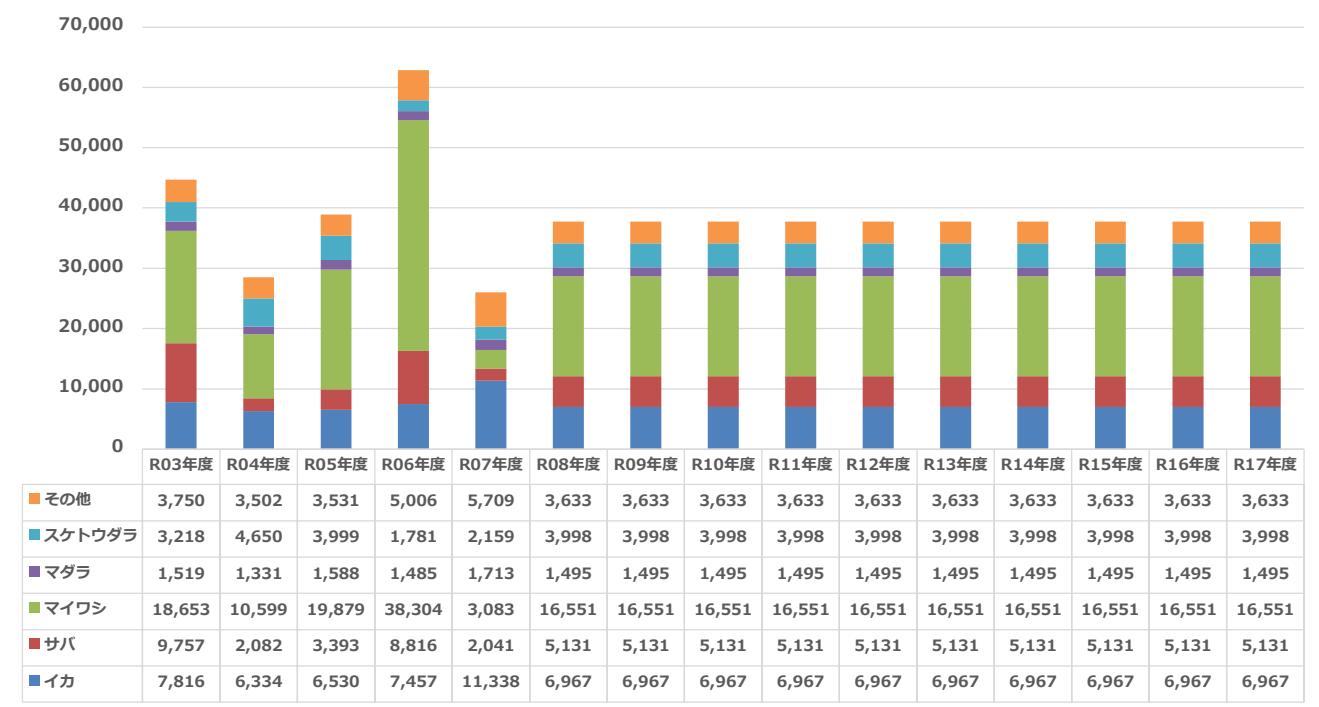
(単位：百万円)

水揚金額の見通し（漁業別内訳）



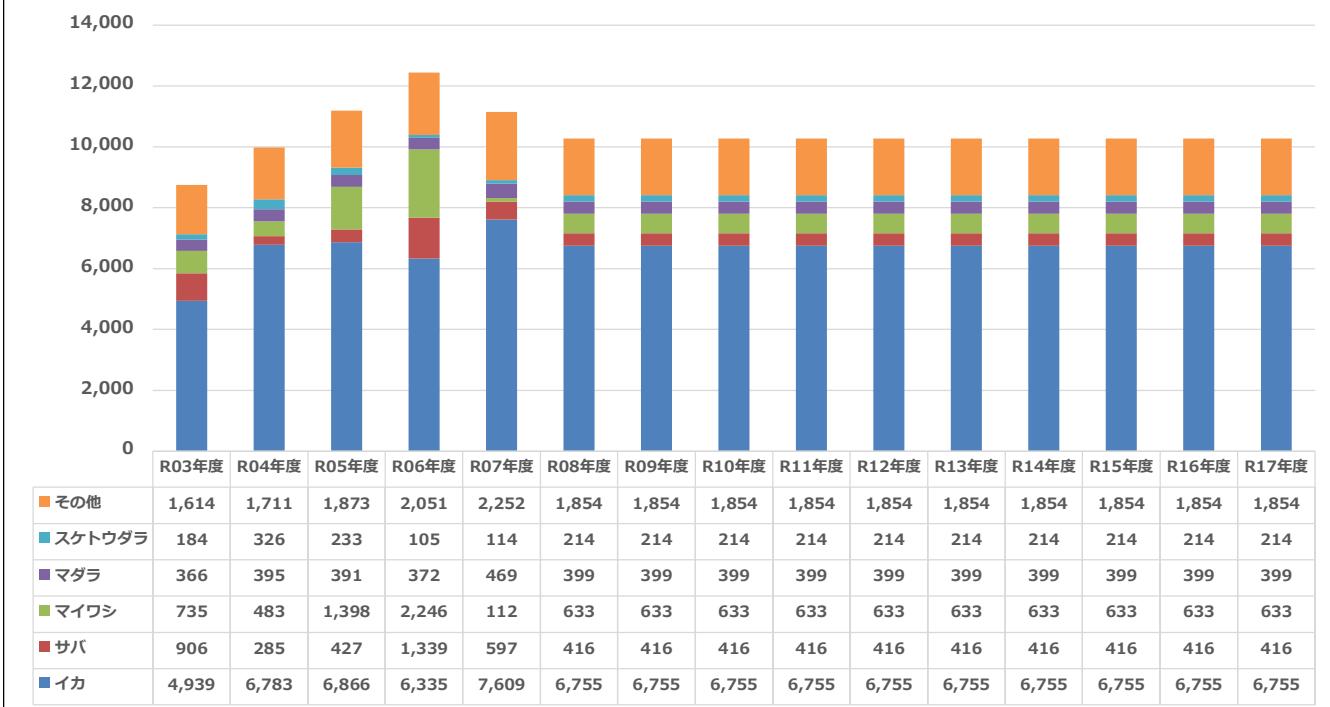
(単位：トン)

水揚数量の見通し（魚種別内訳）



(単位：百万円)

水揚金額の見通し（魚種別内訳）

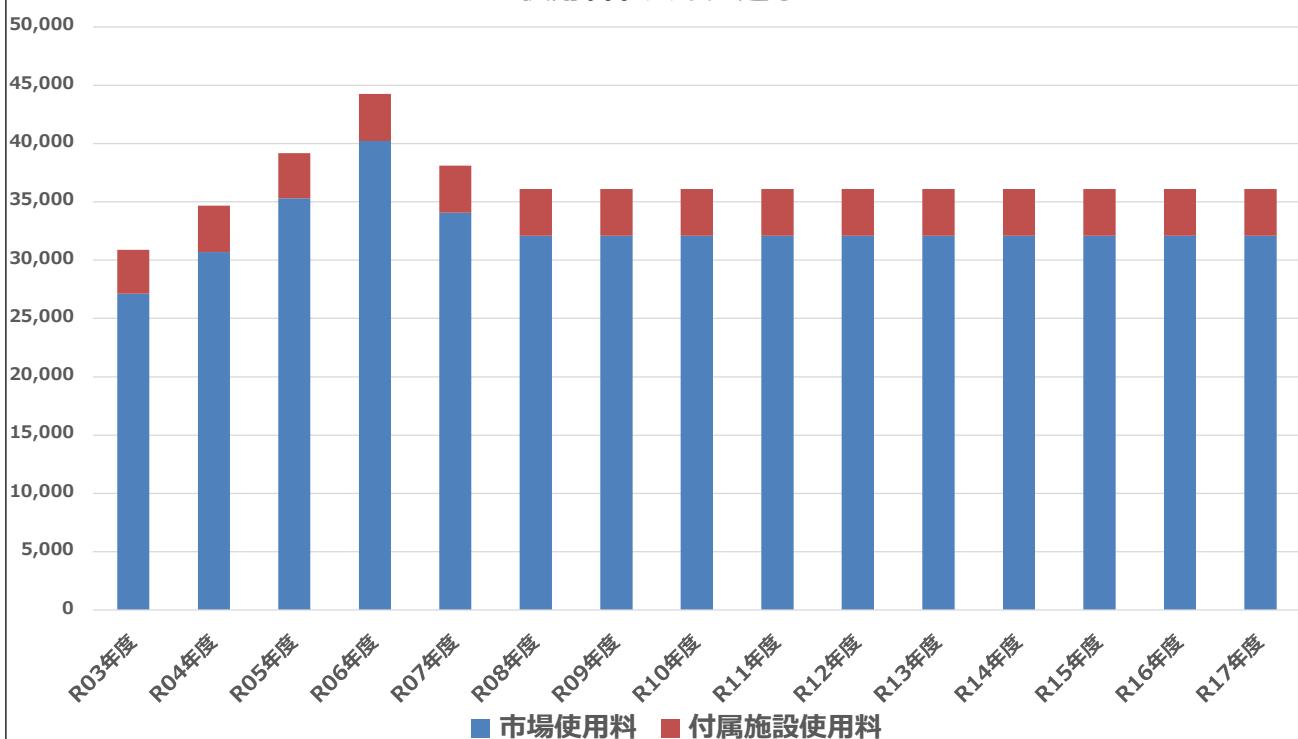


(2) 使用料収入の見通し

使用料収入は、水揚金額に応じて卸売業者より徴収する市場使用料と貸事務所等の付属施設使用料となる。市場使用料については、前項の取扱高の見通しにおける水揚金額に条例で定める料率を乗じた32,083千円の収入を見込む。付属施設使用料については、貸事務所の入居団体に大幅な変更はない想定されることから、直近の実績(令和6年度)である4,023千円の収入を見込む。

(単位：千円)

使用料収入の見通し



(3) 施設の見通し

当市場は、平成19年度に策定した「八戸漁港流通構造改革拠点整備事業基本計画」に基づき、閉鎖型荷捌き所の整備を順次進め、令和2年度末までにA棟からD棟までの一連の整備が完了している。

今後は、令和3年3月に策定した「地方卸売市場八戸市魚市場個別施設計画」に基づき、計画的な施設の維持管理や修繕を実施し、長寿命化を図ることとしている。

一方で、法定耐用年数(50年)を経過し、老朽化が進む第一魚市場及び第三魚市場の管理棟については、今後の方針が決まり次第対処していく。

(4) 組織の見通し

当市場の管理は、農林水産部水産事務所流通加工振興グループが中心となって行っており、職員については、事務職3名、技術職1名、再任用職員3名及び会計年度任用職員2名の計9名の構成となっている。

今後も現行の人数を維持することを想定しており、引き続き事務事業の見直しや適正配置に努めるとともに、職員の異動・退職に伴い職員が交代しても業務に支障が生じることがないよう、適切な事務引継ぎや情報の共有を図っていく。

3. 経営の基本方針

当市場は、特定第三種漁港である八戸漁港における水産物の流通拠点として、全国に水産物を安定的に供給していく上で重要な役割を果たしている。

しかしながら、近年の水産業を取り巻く環境は、気候変動や海洋環境の変化に伴う水揚げの減少に加え、漁業就業者の減少、物価・エネルギー価格の高騰など、大変厳しい状況が続いている。魚市場の運営面においても様々な課題が顕在化し始めている。

こうした中、将来にわたり魚市場機能を維持していくため、官民一体となった漁船誘致活動や水産物のブランド化による水揚数量・水揚金額の増加に取り組むとともに、より一層の経費の削減に努め、経営基盤の強化を図る。

4. 投資・財政計画(収支計画)

- (1) 投資・財政計画(収支計画) : 別紙のとおり
(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	計画的な施設の維持管理や修繕を行い長寿命化を図る。
-----	---------------------------

令和2年度までに荷捌き所の再整備が完了しているため、現時点において、計画期間内に大型事業を実施する予定はない。今後は、個別施設計画等に基づく計画的な維持管理や修繕を行い、投資の抑制と施設の保全及び長寿命化を図る。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	水揚数量・金額の増加に努め、使用料収入の安定確保を図る。
-----	------------------------------

水揚げの減少や物価・エネルギー価格の高騰により厳しい経営状況にある漁業者や卸売業者への影響を考慮し、市場使用料の料率は現行を維持しながら、官民一体となった漁船誘致活動や水産物のブランド化による付加価値向上に取り組むことで水揚数量・水揚金額の増加を図り、市場使用料の安定確保に努める。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

委託料や管理運営費等の経常的な経費については現状維持を基本とし、人件費については退職者の補充の一部を会計年度任用職員として、経費の削減を図る。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

民 間 活 用	指定管理者制度の導入や業務委託の拡大について、他都市の魚市場の事例も参考にしながら実現性や効果についての検討を行う。
投 資 の 平 準 化	個別施設計画に基づき、必要性や費用対効果を考慮しながら計画的な修繕等に取り組むことで投資の平準化を図る。
広 域 化	—
そ の 他 の 取 組	—

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使 用 料	官民一体となった漁船誘致活動により水揚げの増加を図るとともに、水産物のブランド化を推進し、魚価の向上を図ること等により使用料収入の増加を目指す。 なお、市場使用料率の引上げは、経営状況の改善に有効な手段であるが、現状、水揚げの減少を考慮した市場使用料率の減額措置や、卸売業者の経営状況を踏まえた販売委託手数料率の引上げを実施したところであり、こうした状況を勘案すると、当面の間、困難であると考える。
企 業 債	現時点において、計画期間中の新たな企業債の借り入れは予定していない。
繰 入 金	使用料で賄いきれない部分に対して充当することを基本とし、経費の節減を図りながら繰入金の抑制に努める。
資 産 の 有 効 活 用 等 に よ る 収 入 増 加 の 取 組	—
そ の 他 の 取 組	—

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

委 託 料	魚市場施設の維持管理に係る委託料については、近年、物価高騰の影響により経費が増加傾向にあることも踏まえ、委託業務の実施頻度や実施方法等を見直すことなどにより、経費の削減に努める。
管 理 運 営 費	魚市場の管理運営に係る経費については、契約電力の変更による電気料金の削減などに取り組んでおり、今後も経費の削減に努める。
職 員 給 与 費	実施事業に応じた職員の適正配置と事務の効率化を図り、適正な職員給与費となるよう努める。
そ の 他 の 取 組	—

5. 公営企業として実施する必要性など

事業の意義、提供するサービス自体の必要性	特定第三種漁港である八戸漁港において、当市場は県内をはじめ全国へ水産物を安定的に供給する流通拠点として、重要な役割を果たしている。 また、安全・安心な水産物の安定供給と当市の基幹産業である水産業の持続的発展を目指す上でも、魚市場事業は不可欠な事業である。
公営企業として実施する必要性	当市場が果たす地域の水産物流通及び地域経済への貢献は大きいため、今後も公営企業の形態で事業を継続する。

6. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	毎年度、経営戦略と実績値との比較を行い、5年を目途に検証を行うほか、社会情勢や魚市場を取り巻く環境に変化が生じた場合は、隨時見直しを行う。 経営戦略の見直しに当たっては、八戸市魚市場運営審議会での審議を経て、市議会へ報告するとともに市ホームページで公表する。
---------------------	--

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円、%)

区分	年 度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
		(決算)	(決算見込)										
収支再差引	(E)+(I) (J)	4,003	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500
積立金	(K)	1	2,332	2,332	2,332	2,332	2,332	2,332	2,332	2,332	2,332	2,332	2,332
前年度からの繰越金	(L)	33,431	37,433	35,601	33,769	31,937	30,105	28,273	26,441	24,609	22,777	20,945	19,113
前年度繰上充用金	(M)												
形式収支	(J)-(K)+(L)-(M) (N)	37,433	35,601	33,769	31,937	30,105	28,273	26,441	24,609	22,777	20,945	19,113	17,281
翌年度へ繰り越すべき財源(O)	11,180												
実質収支	黒字(P) (N)-(O) 赤字(Q)	26,253	35,601	33,769	31,937	30,105	28,273	26,441	24,609	22,777	20,945	19,113	17,281
赤字比率((Q) / (B)-(C) × 100)													
収益的収支比率((A) / (D)+(H) × 100)	94.1	92.2	92.4	95.5	92.5	92.4	92.6	92.8	92.7	93.7	93.7	93.7	93.7
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金の不足額	(R)												
営業収益一受託工事収益(B)-(C) (S)	72,738	66,583	64,589	64,589	64,589	64,589	64,589	64,589	64,589	64,589	64,589	64,589	64,589
地方財政法による 資金不足の比率 ((R)/(S) × 100)													
健全化法施行令第16条により算定した 資金の不足額	(T)												
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額	(U)												
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模	(V)												
健全化法第22条により算定した 資金不足比率 ((T)/(V) × 100)													
他会計借入金残高(W)													
地方債残高(X)	135,257	201,262	184,651	174,524	157,995	141,447	125,385	109,719	94,044	80,754	67,464	54,174	

○他会計繰入金

(単位:千円)

区分	年 度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
		(決算)	(決算見込)										
収益的収支分		128,869	123,259	126,200	135,530	128,641	126,534	125,165	126,403	125,040	121,499	120,146	121,394
うち基準内繰入金	59,663	57,300	57,775	60,599	58,513	57,850	57,409	57,752	57,313	56,222	55,789	56,137	
うち基準外繰入金	69,206	65,959	68,425	74,931	70,128	68,684	67,756	68,651	67,727	65,277	64,357	65,257	
資本的収支分		16,974	16,995	16,611	10,127	16,529	16,548	16,062	15,666	15,675	13,290	13,290	13,290
うち基準内繰入金	8,487	8,497	8,305	5,063	8,264	8,274	8,031	7,833	7,837	6,645	6,645	6,645	
うち基準外繰入金	8,487	8,498	8,306	5,064	8,265	8,274	8,031	7,833	7,838	6,645	6,645	6,645	
合 計		145,843	140,254	142,811	145,657	145,170	143,082	141,227	142,069	140,715	134,789	133,436	134,684

経済協議会資料
令和8年1月21日
農林水産部 水産事務所

令和7年八戸市魚市場水揚げ実績について

※八戸市魚市場水揚げ実績 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ページ

※令和7年全国主要市場水揚表 ・・・・・・・・・・・・ 2ページ

八戸市魚市場水揚げ実積（令和7年1月1日～12月31日）

- 開場日数 276日（前年 277日）
- 水揚げ数量 22,536トン（前年比35%、42,079トン減）
- 水揚げ金額 11,096,498千円（前年比87%、1,686,205千円減）

令和8年1月21日現在

主要漁業別水揚高

漁業別	区分	数量(トン)				金額(千円)				単価(10kg当)(円)					
		令和7年 (A)	構成比 (%)	令和6年 (B)	比較		令和7年 (a)	構成比 (%)	令和6年 (b)	比較		令和7年 (α)	令和6年 (β)	比較	
					A-B	A/B*100 (%)				a-b	a/b*100 (%)			α-β	α/β*100 (%)
いかつり	近海	1,266	6%	311	955	407%	826,896	7%	318,768	508,128	259%	6,532	10,250	△ 3,718	64%
	船凍スルメイカ	723	3%	414	309	175%	1,025,699	9%	801,662	224,037	128%	14,187	19,364	△ 5,177	73%
	船凍アカイカ	4,759	21%	3,398	1,361	140%	3,315,773	30%	2,410,150	905,623	138%	6,967	7,093	△ 126	98%
	その他	3	0%	0	3	-	436	0%	0	436	-	-	-	-	-
	計	6,751	30%	4,123	2,628	164%	5,168,804	46%	3,530,580	1,638,224	146%	7,659	8,563	△ 904	89%
大中型旋網	三陸	2,557	11%	45,343	△ 42,786	6%	745,907	7%	3,502,758	△ 2,756,851	21%	2,917	773	2,144	377%
	遠海	1,303	6%	1,439	△ 136	91%	60,948	1%	85,637	△ 24,689	71%	468	595	△ 127	79%
	船凍	0	0%	0	-	-	0	0%	0	-	-	-	-	-	-
	計	3,860	17%	46,782	△ 42,922	8%	806,855	8%	3,588,395	△ 2,781,540	22%	2,090	767	1,323	272%
機船底びき網	大型	2,054	9%	2,121	△ 67	97%	1,005,361	9%	815,162	190,199	123%	4,895	3,843	1,052	127%
	中型	6,554	29%	8,409	△ 1,855	78%	2,847,347	26%	3,686,861	△ 839,514	77%	4,344	4,384	△ 40	99%
	小型	206	1%	200	6	103%	102,698	1%	80,771	21,927	127%	4,985	4,039	946	123%
	計	8,814	39%	10,730	△ 1,916	82%	3,955,406	36%	4,582,794	△ 627,388	86%	4,488	4,271	217	105%
その他		3,111	14%	2,980	131	104%	1,165,433	10%	1,080,934	84,499	108%	3,746	3,627	119	103%
水揚げ総数		22,536	100%	64,615	△ 42,079	35%	11,096,498	100%	12,782,703	△ 1,686,205	87%	4,924	1,978	2,946	249%

令和7年全国主要市場水揚高(確定値)

令和8年1月21日現在

水揚数量		水揚金額	
順位 (昨年)	市場名	数量 (昨年)	対前年比
順位 (昨年)	市場名	金額 (昨年)	対前年比
1 (2)	銚子	223,994 (146,548)	152.8
2 (1)	釧路	130,577 (173,659)	75.2
3 (3)	境港	127,722 (125,654)	101.6
4 (4)	焼津	117,213 (125,251)	93.6
5 (5)	長崎	111,298 (118,789)	93.7
6 (6)	松浦	103,184 (93,871)	109.9
7 (8)	枕崎	77,730 (69,357)	112.1
8 (7)	石巻	71,754 (86,454)	83.0
9 (12)	博多	65,871 (58,199)	113.2
10 (11)	広尾	56,161 (61,792)	90.9
11 (13)	根室	50,721 (51,640)	98.2
12 (14)	稚内	49,506 (48,079)	103.0
13 (9)	気仙沼	44,332 (67,526)	65.7
14 (15)	唐津	34,390 (27,494)	125.1
15 (16)	女川	29,081 (21,897)	132.8
16 (10)	八戸	22,536 (64,615)	34.9
17 (17)	下関	22,006 (19,591)	112.3
18 (18)	三崎	16,041 (17,417)	92.1
19 (19)	波崎	14,401 (13,440)	107.2
20 (20)	沼津	11,874 (12,326)	96.3

数量:トン 対前年比:%

金額:千円 対前年比:%

※ 当データは八戸市が23市場(26団体)に対して調査を実施したもの

数量はトン未満、金額は千円未満を切捨てし集計(税込み表示)

焼津の値は小川を含んだもの

根室の値は歯舞、落石を含んだもの